

令和元年第4回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和元年9月3日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月3日午前9時7分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋 3 番 山 本 隆 史 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 長 良 俊 一 4 番 井 戸 太 郎 6 番 植 田 い ず み 8 番 森 田 勝 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 川 西 貴 通 山 口 繁 雄 北 樋 口 政 弘 辰 巳 育 弘 西 岡 勝 三 島 野 千 洋 今 田 良 弘 松 村 嘉 容 寺 口 嘉 彦 大 辻 孝 司 巳 波 規 秀
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 和 田 里 絵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	報 告 第 3 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て ( 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て ) 報 告 第 4 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て ( 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て )	

町長提出議案  
の題目

- |           |  |
|-----------|--|
| 報告第 5 号   | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(和解及び損害賠償の額の決定について)               |
| 承認第 4 号   | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 議案第 4 2 号 | 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定について                           |
| 議案第 4 3 号 | 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について                             |
| 議案第 4 4 号 | 平群町中央公民館使用料徴収条例を廃止する条例について                               |
| 議案第 4 5 号 | 平群町観光文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する条例について                        |
| 議案第 4 6 号 | 平群町人権交流センター使用料条例を廃止する条例について                              |
| 議案第 4 7 号 | 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 議案第 4 8 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について                                     |
| 議案第 4 9 号 | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 議案第 5 0 号 | 平群町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 議案第 5 1 号 | 平群町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                        |
| 議案第 5 2 号 | 平群町人権交流センター設置条例の一部を改正する条例について                            |
| 議案第 5 3 号 | 平群町人権交流センター運営審議会条例の一部を改正する条例について                         |
| 議案第 5 4 号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について     |

町長提出議案 の題目	議案第55号	平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について
	議案第56号	平群町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第57号	令和元年度平群町一般会計補正予算（第3号）について
	議案第58号	令和元年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
	議案第59号	平群町道路線の廃止について
	議案第60号	平群町道路線の認定について
	議案第61号	（仮称）平群町文化センター・図書館建設工事の変更請負契約の締結について
	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
	認定第1号	平成30年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	平成30年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成30年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成30年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第9号	平成30年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

町長提出議案 の 題 目	認定第10号 平成30年度平群町水道事業会計決算の認定について 認定第11号 平成30年度平群町下水道事業会計決算の認定について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 6番 植田 はずみ      7番 山口 昌亮

令和元年第4回（9月）

平群町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火）

午前9時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第2  |        | 会期の決定について  |
| 日程第3  |        | 諸般の報告  |
| 日程第4  | 報告第3号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>（和解及び損害賠償の額の決定について）                   |
| 日程第5  | 報告第4号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>（和解及び損害賠償の額の決定について）                   |
| 日程第6  | 報告第5号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>（和解及び損害賠償の額の決定について）                   |
| 日程第7  | 承認第4号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>（平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を<br>改正する条例について） |
| 日程第8  | 議案第42号 | 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の<br>制定について                           |
| 日程第9  | 議案第43号 | 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定<br>について                             |
| 日程第10 | 議案第44号 | 平群町中央公民館使用料徴収条例を廃止する条例につ<br>いて                               |
| 日程第11 | 議案第45号 | 平群町観光文化交流館設置及び管理に関する条例を廃<br>止する条例について                        |
| 日程第12 | 議案第46号 | 平群町人権交流センター使用料条例を廃止する条例に<br>ついて                              |
| 日程第13 | 議案第47号 | 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正<br>する条例について                         |
| 日程第14 | 議案第48号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第15 | 議案第49号 | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準<br>に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第16 | 議案第50号 | 平群町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正<br>する条例について                         |

- 日程第 1 7 議案第 5 1 号 平群町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 5 2 号 平群町人権交流センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 5 3 号 平群町人権交流センター運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 5 4 号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 5 5 号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 5 6 号 平群町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 8 号 令和元年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 5 9 号 平群町道路線の廃止について
- 日程第 2 6 議案第 6 0 号 平群町道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 6 1 号 （仮称）平群町文化センター・図書館建設工事の変更請負契約の締結について
- 日程第 2 8 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第 2 9 認定第 1 号 平成 3 0 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 2 号 平成 3 0 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 1 認定第 3 号 平成 3 0 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 2 認定第 4 号 平成 3 0 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 5 号 平成 3 0 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 6 号 平成 3 0 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 3 5 認定第 7 号 平成 3 0 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 6 認定第 8 号 平成 3 0 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 7 認定第 9 号 平成 3 0 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 8 認定第 1 0 号 平成 3 0 年度平群町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 9 認定第 1 1 号 平成 3 0 年度平群町下水道事業会計決算の認定について

開 会 （午前 9時07分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和元年平群町議会第4回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。西脇町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

初秋の季節となりましたが、まだまだ残暑が続いております。近年、日本の夏は異常な暑さに見舞われ、連日、熱中症などで体調を崩される方の報道がありました。平群町におきましても、各行事等の実施においては熱中症への注意喚起を行ってまいりましたが、本格的な秋の訪れが待ち遠しいところであります。

本日は、令和元年第4回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

さて、6月の定例会から本定例会までの平群町における主な出来事について御報告を申し上げます。

6月16日には第40回子ども会カーニバルが開催をされました。会場の総合スポーツセンター、メインアリーナでは、さまざまな趣向を凝らしたゲームや多くの模擬店、クイズ抽せん会等が企画され、約200名の子どもたちが1日楽しんでいました。

6月30日には第13回プリズム健康フェスタが開催されました。「健康はあなた自身で」をスローガンに、体力測定やさまざまな健康づくりのためのイベント、和太鼓の演奏などが行われ、多くの町民の方の参加でにぎわいました。

7月11日には人権・命の尊さへの町民集会が開催されました。ことしは、朝日放送のアナウンサーとして活躍されている岩本計介氏を講師にお招きし、「アナウンサーの私にできること」をテーマに講演を行いました。

7月13日から8月31日までウォーターパークが開場しました。ことしは梅雨明けが遅く、7月中は不順な天候でしたが、その後は真夏日が続き、お盆休みや週末には町内外からたくさんの方にお越しいただきました。おかげをもちまして、今年度も大きな事故もなく、無事に運営することができました。入場者総数は、週末の天候不順の影響もあり、昨年と比較しまして2,682人減少し、1万9,293人の方にお越しをいただきました。



8月3日には平群の夏の風物詩として定着しております第20回へぐり盆踊りが開催されました。猛暑の中でありましたが、子どもたちから高齢者の方まで、多くの町民の参加をいただきました。開催に際しまして、準備等に御尽力いただきました実行委員会の皆様方に心より御礼を申し上げます。

ことしも台風が接近する時期を迎えております。8月15日には台風10号が西日本に上陸しました。今回の台風は、気象予報等においても、速度が遅く、早い時期より西日本への接近、上陸が予想されていたことから、庁内においても対策本部会議を早い時期に招集し、自主避難所を開設するなど、早朝から深夜にわたり、その対応に努めてまいりました。結果として、平群町内においては大きな被害はなく、安堵しております。今後も、本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、早い時期からの情報収集と職員の対応準備、被災等の備えを心がけてまいります。

8月24日、25日の両日、中央公民館において、過去の戦争の悲惨さや愚かさ、人々の悲しみなどを学び、感じ取り、戦争と平和の大切さを考える機会として、平群平和のための戦争展が開催されました。ことしは、戦争が残した不発弾の爆発により家族を失われ、みずからも大きな障害を負われた体験者である藤野高明氏の「平和でこそ福祉が生きる」をテーマに講演を初め、ミニコンサートや平和のためのお話会、ビデオ映画の上映、戦争遺品の展示などを行い、多くの町民の参加をいただき、改めて戦争のない平和な社会づくりの大切さを感じました。

9月1日にはふるさとへぐりクリーンアップ作戦が実施され、町内の環境美化に向けての取り組みとして、町内ボランティア団体の皆様を初め、県内の企業や各種団体の方、町職員などの多くの参加をいただき、平群町を六つのコースに分けての清掃活動を実施いたしました。残暑厳しい中、御参加いただきました皆様方に御礼を申し上げます。

9月定例議会は、平成30年度の一般会計、特別会計の決算を審議いただく議会であることから、1年間の事務総括ということで、よろしく願いをいたします。決算内容の詳細につきましては決算書並びに成果報告書、附属資料を添付しておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告に記載の数値である実質公債比率が15.6%と、昨年と比較して1.4ポイント上昇しております。御承知のように、これが18%を超えると起債発行の許可が必要となり、25%を超えると起債が発行できなくなります。また、将来負担比率についても225.7%と、昨年と比較して9.6ポイント上昇しております。この数値は、他の自治体の決算数値がまだ公開されておらず、確定ではありませんが、全国のワースト2位の順位になる可能性が極めて高い状況

にあります。平群町の財政状況は年々悪化しており、今年度予算においても、土地売却収入を含め、多額の未確定財源を計上しております。これに、未計上であります平群周辺整備事業の保留地の損失補償が発生した場合、さらに財政の悪化が見込まれ、赤字団体になることも予想されます。議員各位におかれましても、この状況を御理解いただきたいところであります。

さて、本議会では、報告案件が3件、専決承認案件が1件、条例の新規制定が2件、条例の廃止、改正が13件、補正予算が2件、町道の認定、廃止案件が2件、請負契約の議決案件が1件、人事案件が1件、決算認定案件が11件、合計36件の議案の御審議をいただきます。あわせて、いずれの議案につきましても慎重審議をいただき、承認、可決、認定、同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしく御願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により6番、植田君、7番、山口君を指名いたします。本定例会会期中、よろしく御願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から9月24日までの22日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの22日間と

決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

9月 3日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

9月 4日（水） 文教厚生委員会 午前10時より

9月 5日（木） あいてございます。

9月 6日（金） 決算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

9月 7日（土） 休会でございます。

9月 8日（日） 休会でございます。

9月 9日（月） 決算審査特別委員会（各特別会計・各事業会計）  
午前9時より

9月10日（火） あいてございます。

9月11日（水） あいてございます。

9月12日（木） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月13日（金） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月14日（土） 休会でございます。

9月15日（日） 休会でございます。

9月16日（月・祝） 休会でございます。

9月17日（火） あいてございます。

9月18日（水） あいてございます。

9月19日（木） あいてございます。

9月20日（金） あいてございます。

9月21日（土） 休会でございます。

9月22日（日） 休会でございます。

9月23日（月・祝） 休会でございます。

9月24日（火） 本会議（最終日） 午後2時から

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

それでは報告させていただきます。

去る7月17日午後2時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、令和元年度先進地視察研修についてであります。その件について協議いたしました。

また、8月22日午前10時より開催した委員会につきましては、案件については、本日から始まりました第4回定例会の議会運営について協議いたしました。

また、今議会の議会報告会については、11月16日土曜日午後2時から開催することに決定しました。

さらに、先進地視察については、10月7日月曜日、兵庫県南あわじ市に決定しました。視察内容については、南あわじ市議会業務継続計画、BCPとなっています。

また、付託委員会議事録を、委員会開催後半年をめぐりに町ホームページに掲載することにもなりました。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長

続きまして、6月19日に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（馬本隆夫）

それでは報告をさせていただきます。

去る6月19日の水曜日午前9時30分より公共交通対策特別委員会を開催をいたしました。

案件につきましては、コミュニティバス運行事業の報告及び計画についてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。

以上でございます。

○議長

続きまして、8月22日に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（窪 和子）

それでは報告をさせていただきます。

去る8月22日木曜日、議会運営委員会終了後、総務建設委員会を開催いたしました。

案件につきましては、平群町道路線の廃止についてと平群町道路線の認定に

ついてです。当局より説明を受け、協議を行いました。

以上でございます。

○議長

続きまして、8月22日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。  
文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（植田いずみ）

それでは報告させていただきます。

去る8月22日木曜日午後1時30分より文教厚生委員会を開催いたしました。

案件につきましては、幼児教育・保育の無償化についてと（仮称）平群町文化センター・図書館の管理運営についてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。

以上でございます。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは報告をいたします。

令和元年度一般会計予算の予備費の執行状況について御報告を申し上げます。  
3件でございます。

まず、1件目、6月17日に椿井地区の通園・通学の安全確保のため、椿井240番3、同番4に歩道を設置をするに当たり、境界確認や土地分筆などに要する費用が不足するため、10款教育費、1項教育総務費、1目事務局費に21万8,000円を充用しております。

続きまして、2件目、6月24日に、はなさとこども園の調理室のエアコンが故障し、食品衛生上、緊急で対応する必要があり、部品交換を実施するための修繕料が不足するため、3款民生費、2項児童福祉費、11目こども園費に28万1,000円を充用しております。

続きまして、3件目、7月18日、はなさとこども園の調理室のスチームコンベクションオーブンが故障し、調理を行う上で緊急に対応する必要があり、部品交換を実施するための修繕料が不足するため、3款民生費、2項児童福祉費、11目こども園費に26万9,000円を充用しております。

合計3件で76万8,000円となります。予備費の当初予算額が1,797万円に対しまして、現状の執行率は4.3%であります。残額につきましては1,720万2,000円となります。

以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、  
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された  
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年7月2日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年4月12日、平群町大字信貴畑地内、町道西山麓線の道路上に垂  
れ下がっていた樹木の枝により、走行中の車両に損害を与えた件について、和  
解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 7万9,980円

2 所管課 都市建設課

でございます。

これにつきましては、走行中の車両に長さ約1.8メートルの傷を与えた損  
害賠償であります。

以上であります。

○議長

続きまして

日程第5 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年6月5日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年4月26日午後3時37分ごろ、平群町中央公民館駐車場にて公用車が他車に接触した物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 7万9,550円

2 所管課 給食センター

でございます。

これにつきましては、後進で駐車しようとして、隣の相手車の左前方を損傷させた損害賠償であります。

以上であります。

○議 長

続きました

日程第6 報告第5号 議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日報告  
平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年7月30日  
平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年5月7日午後3時20分ごろ、平群町竜田川1-1-13路上にて公用車と他車が接触した物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 8万8,358円

2 所管課 上下水道課

でございます。

これにつきましては、当町公用車が直進、相手車が右折し、当町公用車の運転席側側面に衝突し、互いの損害賠償の割合による損害賠償でございます。

以上であります。

○議長

続きますして

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

承認第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

今説明ありましたけど、いつから間違ってたんですか。



○議 長

福祉課長。

○福祉課長

確認しましたところ、平成13年のときに制定したときから誤っていたように考えています。

○議 長

山口君。

○7 番

議会にそれ、このままかかってて、そのまま行ったということやね。ということになるんですが、ただね、条例でしょう。この間、聞き取りでは、3人目ですから、保育所で3人っていうのはなかなか、そんなに例は少ないと思うんですが、実際それがあつたのを、減免は10分の9で適用してたわけでしょう。これ、条例と違うことをやってたということになるわけですよ。そういうことでしょう。単に間違ってたから訂正しましたと、ほんで、実害ありませんでした、それはそれでいいんですけど、でも、要するに、条例を守ってなかったということに、逆に言えば、なるわけでしょう。そこんとこで、どういうふうに思ってるのかね。今の説明では全然見えてこないんですけど。13年からいうたら、もう18年間、平成13年って言ったね。じゃ、僕が議員になる前だから、責任ないか。とにかく見落とし、もちろんあつて、そうなったんだと思うんですけど、悪気ないのはわかるんだけど、条例ですからね、そこんとこはどう考えてるわけ。この間、18年間で事例がなかったはずはないから、じゃ、条例と違った対応をしてたということに結果としてなるんですけどね。その対象の皆さんに迷惑をかけてないと言うんであれば、なるんですけども、その辺はどうなのかということと、もう1点は、これを機会にね、ほかにそんなんほとんどないと思うんですが、一度きちっと精査されたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

おっしゃるとおり、条例なんで、そのときに精査して、間違っただけいけないものが誤っていたということで、今後注意していきたいと思います。

また、ほかにもないかというのを改めて確認をしながら、今後進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

別にここだけじゃないのよ。条例全部の話をしてるんやで。だから、そこんところは、別に西岡課長が答えるようなこと違うから、それは、町長なり副町長なり総務防災課長なり、例規集を担当してるわけだから、そこはきちっとそういうふうにしてもらわんと。反省してるんですかね。これ、ほんで、絶対間違いなかったんですね。この間、何件あってね、本当はそこまで調べなあかんのですよ。平成13年度から事例が何件あったか、それについて、全部10分の9の減免をしてたのか、10分の9でしてたとは思いますが、じゃ、それ、条例違反、その場合は、一体、条例違反のまま13年やってきたっていうのは、それはどういうふうに扱うんですか。要するに、法令違反を13年間やってきたっていうことになるんですよ。毎年なかったとしたって。いや、そこんところはどういうふうにするの。条例と違うことを町行政そのものがやってるということに対しては、どういうふうな、何て言うたらええのかな。本来、条例って法律と一緒にですから、違反すれば、罰金なりペナルティーがあるわけですよ。その辺、ちゃんと調べましたか。間違ってたから、今回直すんですけど、単にほかの間違いとは、僕は一緒にはできないと思うんですけどね。いや、その辺、どのように考えてんのか。法令担当は総務か。その辺、どのように考えてんの。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

法令の担当ということなんですけども、決してあってはならないことということなんです。法律の、条例制定の審査につきましても、今後のことを言いましたら、慎重に対応していくということなんですけども、過去の分につきましても、可能な範囲でですけども、各課に通知しながら、チェックをするような形で対応してきたいと思います。申しわけございません。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第4号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

続きまして

日程第8 議案第42号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第42号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

8月22日の文教厚生委員会で説明あったのと、大分内容変わってるんですよ。その変わった理由っていうのを、全く今説明しなかったけども、もちろん今回、条例として提出されてるわけですから、町としては、これでいこうということになるんでしょうけども。

一つ聞きたかった、この前ちょっと聞けなかったんですけども、コスト計算するのに、要するに、使用料設定に当たって、コスト計算をして、おおむね半分を利用者負担というふうにしたいという、それでも大ホールについては高くなり過ぎるので抑えると、そういう話やったんですが、なぜそういう計算の仕方をしたのか、その点についてね、余り説明がなかった。公共施設っていうのは当然、別にそれでお金もうけをするわけではありませんから、極端な話、全部ただでやってええわけですよ。でも、一般的にそうはなっていないし、これまでも中央公民館として、長年、料金徴収してきたということもあるわけ

ですから、その点はいいとしても、なぜそういう計算方法をしたのか。ランニングコストの計算、この前聞いてても、実際、新しいセンターができたときのランニングコストとは違いますよね。中央公民館と人権交流センターのコストから割り引き出して、5,600万か何かで割り引き出してですね、その半分だということなんです。それを部屋の時間割で出してきてるわけですけども、じゃ、その時間も、ずっと満室という計算でやってるように、この前の資料を見ると、見えるんですけども、全くそれだったらでたらめというか、全く現実的でないというふうに思うんですけどもね、その点はどのように考えてるんですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの質問でございます。文化センターの使用料の算定に当たって、今回、8月22日に文教厚生委員会でその考え方を説明させていただいたところでございます。使用料を算定するに当たってですね、どういう形で算定しようかと、そういうことで、いろいろと研究もさせていただきました。簡単に言えばですね、平群町民の住民の皆様がいろいろ、現中央公民館で日ごろより文化芸術活動に励んでおられますけども、その方たちの生活圏でありましてですね、近隣市町村の使用料を参考にすべきということで、調査もしたところでございます。

ただですね、近隣市町村の状況といいますのがですね、先般も説明しましたように、新しくても平成の1桁台、古いものについては昭和の年代ということで、単純に比較するにはかなり無理があると、文化センターについては令和2年の建設ということで、単純に比較するには相当の無理があるということで、使用料の算定についてですね、いろんな情報収集をした結果、原価方式が一番適しているということで、原価方式として算定したわけでございます。

その算定のやり方については、先般の委員会のほうでも若干説明させていただきました。原価方式の基本的な考え方っていうのは、やはり受益者負担の原則というものと算定方法の明確化、この大きな二つがございます。言うまでもありませんけども、受益者負担の原則というものは、施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性を図るという意味で、受益者負担を原則として、使用料を算定したものでございます。ただし、一律一様に受益者の負担を求めるということではなくて、サービスの性質に応じて、受益者負担と公費負担の割合を設定したものでございます。二つ目が、その算定方法の明確化、いわゆる透明化ということでございますけども、応分の負担を求める受益者や住民に

わかりやすく説明できるようにですね、使用料の積算根拠を明確にした算定方式等を定めて、透明性を確保するものでございます。

それと、二つ目の質問でございますけども、使用料の算定に当たりまして、原価方式ということで、1平米当たりの年間原価を設けて、1平米当たりの時間原価、1室当たりの原価というような順序で部屋の使用料を設けております。これについてはですね、100%フル稼働した場合の積算ではないかというようなことでございます。確かに平米当たりの年間原価、平米当たりの時間原価を出すに当たりましては、一般的な考え方として、1年間にかかる年間原価を貸し出し可能面積で割って、さらには年間開館時間で割ると、そういうような考え方に基づくのが一般的、ほぼそういうような形でされておりますので、我々もそういうような形で算定したところでございます。ただ、稼働率はですね、実際、大ホールの場合では約50%という例もございますけれどもですね、我々としては、一定の計算式に基づいて計算したところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

私ね、言いたかったのはね、実際、とにかく何らかの形で金額決めないかんから、半分受益者負担ということで、それはそれでわからなくはないんです。ただ、その場合だったら、ちゃんと文化センターの設計も全部できて、でき上がりもどれぐらいのコストかかるかっていうのはある程度試算できるわけですから、ちゃんとその上に立ってやるべきでしょう。図書館部分は別として、文化センターと人権交流センター部分についてはですね、きちっと出して、それも、稼働率100%なんて絶対あり得るわけないわけですから、それもきちっと出して、出せばいいんですよ。ただ、そうなったらもっと高くなる、もっと高くなったら、そんな金額設定できないって結局なるわけですよ。結局そうなるんだったら、実際に使ってる人たちが使いやすい値段に設定する、じゃ、それはどう決めるかといえ、今の中央公民館の使用料を基準にですね、ちょっと新しくなって、維持費も今後、今まで以上にかかるということであればですよ、若干、10%ぐらい値上げするとかですね、そういう程度で本来やるべきを、わざわざ無理からですね、何か根拠をつくらなあかんということで、無理からつくった根拠としか、言いようないじゃないですか。要するに、砂上の試算をやってるわけですよ、こんなん。余り意味ないんですよ、そんなことは。だから、そこをね、何かやね、みんなに納得してもらわなあかんって、余計納得できないでしょう、逆に言うたら。100%稼働なんてあり得ないのに、そういうことをやる、大ホールについては、余りにも高くなるから下げざるを得んっ

て、それやったら、初めから全部ほかのところもそんな計算の仕方しなければいい。わざわざ余計な仕事をつくってるんじゃないか、言い過ぎかもわかりませんが、そういうふうに思ったんです。だから、もうちょっとそういうやり方でやる必要があるんじゃないかと。

それと、今回変わった点を全く説明してない。それ、何で変わったかという説明、今なかったけれども、当然協議されて、前回、もちろん委員会の中でいろんな意見も出ましたから、それも参考にされて、変えられた。それはそれでももちろん結構なことです。じゃ、今度、この前、例えばエアコン20%、大ホールについて20%って言ってたのが、今度、10%で出てきたわけでしょう。ほんで、町外料金取らないって言ってたのが、取るっていうことになったわけでしょう。どういう協議されたんですか。ましてや、前回の委員会までに、いろんな代表の人たちといろんな話し合いをされて、前回の委員会に出してきた案が出されたんでしょう。そっから、ほん11日、この資料出たときに比べたら、もう1週間ぐらいですよ。1週間ぐらいで、さっとその辺が変わる。あかんって言うてるんじゃないですよ。それまで積み上げてきた、いろんな人たちの話し合いは一体何だったのか、そこの説明も全くないじゃないですか。その人たちには全部説明したんですか。その点、どうですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいま、使用料の設定についてですね、さきの文教厚生委員会の説明と今回の条例提案の内容について、違うという点を御指摘をいただきました。その点について、改めて説明させていただきたいと思います。

また、使用料の設定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、算定基準に基づいて計算したものでございます。

文教厚生委員会のときにもですね、料金設定については町内料金一本ということで、説明もさせていただきました。ただ、委員会の中で、文化センターというのは、多くの町民の皆様に使っていただくことが基本であると、予約においても町内優先にするなどですね、格差があつてしかりであるとか、また、建設費は町税で負担しておりまして、借金返済も当然町税で負担していくということでありますので、町外と比べて、町民の皆様の負担は少なくなるよう検討すべきではないか、これは住民の皆様のために、町内、町外で一定の格差が必要ではというような、大変貴重な御意見をいただきましたので、その点について十分検討させていただいた結果、町外料金の設定に至ったところでございます。

それと、冷暖房料金の件でございます。冷暖房料金、10%いただくことになりましたけども、大事なことは、施設をいかに使ってもらおうかであると思っております。使ってもらいやすい料金設定と、維持管理費をどこまで求めるのか、これについては相反するところがありますけれども、特に大ホールの場合には冷暖房に相当のコストがかかることから、やはり一定の負担はお願いしたいとの考え方と、利用していただきやすい料金設定を基本にすると、そういう考えの両方の側面から再検討させていただいた結果、10%を徴収させていただくと、そのようなことに至ったわけでございます。

それと、使用料の算定につきましては、公民館運営審議会等々でいろいろと意見をお聞きしたところでございます。考え方については、本日提案させていただいてます、いわゆる原価方式ということで、算定をさせていただきました。冷暖房料金についてもですね、そのときにはですね、20%を徴収する考えであるというようなことで説明させていただきました。冷暖房料金については、その委員会の中で、特段高いと、絶対あかんとか、そういうような意見はなかったわけでございますけども、町外料金については、一部の方からですね、数名の方から、町外料金の設定についてはどのように考えてるか、というような意見もいただいたことは事実でございます。ただ、そのときの判断といたしましては、近隣の状況を見てみますと、町外料金を設定されているところがほとんどないという、そういう状況もございましたので、町内料金一本でいくというようなことで説明もさせていただきましたけども、今回、条例提案に当たりましたは、ただいま申し上げました理由によって、町外料金を改めて設定させていただいた、そういうことでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

だから、もう大分前からですね、条例制定に当たっては、いろんなどころの意見を聞いてという、今、審議会っていう話もありましたけども、じゃ、そこに説明したのと今回、そこで了解得たから、了解得るということじゃないと思うんですけども、基本的には町長が提案するっていうのは、それはそれでええんですけども、ええんですけど、そこまで積み上げてきて、10日たつたたんかであわった点はね、説明されてないわけでしょう、今の説明やったら。それってどうなんですか。ましてや、これ、9月ですよ。ほんで、来年4月1日からの施行ですから、まだ半年ある。半年以上ある。ただ、名称とかですね、そういうもんについては、建物に名称つけたりする関係で、あれですけども、料金についてはもう1回ね、今回変わったことも含めてですね、これまでいろ

いろ話し合いしてきた人たちにしっかり話もして、12月議会でも間に合うわけですから、料金についてはもう1回考え直す、考え直すって、このままいく場合もあるかもわからないですけども、今回ではなく、12月議会にするっていう方法だってあるわけですからね、その他の条例は別にして。その辺柔軟に、今回、これでいっても、また会議を開いてというか、それでこころろ変わるっていうのも、またどうかと思いますけども、私は、一定この利用料金についてはね、やっぱりもうちょっと考えていくほうが、今回それで、ずっと変えていただけるのであれば、もっと教育委員会の人たちが納得できる意見が出るかもわかりませんから、そういうのはどうですか。教育長、どうですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

使用料金の件について、再度質問をいただいております。それで、役所もですね、工事の工程とか、来年4月のオープンのことを考えましてですね、12月議会ではなくて、この9月議会に条例提案をさせていただいたところがございます。そういう意味から申しましてもですね、今回提案させていただいた料金につきましては再度ですね、もちろんのことですね、利用者の方々を中心に管理運営方法を説明する中で当然一番大事となります、この利用料金の件についてもですね、丁寧に説明させていただきたいと思っております。

○議長

森田君。

○8番

今、山口議員からも質問がありましたように、もう少し議会とももんでほしかったと、時間的に余裕がないわけじゃないわけですから、先ほど山口議員からありましたように、12月議会で条例制定しても、十分間に合う内容だと思います。

私からですね、第6条の所長のことなんですけどね、これは三つの、今言う中央公民館、人権交流センター、図書館を包括することになってるんですけども、それ以外の、例えばどんぐり広場、駐車場はどなたの権限で管理されるのでしょうか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

条例上の考え方でございます。この施設はですね、中央公民館と人権交流センターの機能集約、あすのす平群の複合化ということで、複合施設として建設



をしておるわけでございます。それで、建物の全体の名称についてはですね、公募の結果、総合文化センターということで、条例提案させていただいてるわけでございますけども、総合文化センターの構成というのが第3条にございます。第3条の施設の構成ということで、総合文化センターについては、既存の中央公民館、人権交流センター、平群町立図書館で構成するということにしておりまして、それぞれの管理ですけども、第4条の管理ということで、総合文化センターは教育委員会が管理するんですけども、ただし、前条各号に掲げる施設の管理については、当該各号に定める条例によるということで、それぞれの個別の条例に管理を委任しているわけでございます。

今御質問のありました、どんぐり広場、駐車場の管理ということになりますけども、将来庁舎できるまでについてはですね、教育委員会が管理していくべきものと考えております。

○議長

森田君。

○8番

それ、ちょっとおかしいじゃないですか。やっぱり施設全体を、やはり所長の権限で管理してもらわな困るわけじゃないですか。片一方は教育委員会本体が見てですね、片一方は所長が見る。私、条例的にちょっとおかしいんじゃないかと。ちゃんときっちりそういうことも網羅しないと管理できないんじゃないかなというふうに私は思います。

それとですね、もう一つ、この条例はですね、料金まで決めておられますね。人権交流センターのやつは、交流センターのほうで料金設定をしていると。下の、傘下のものでやっていると。こういう条例というのはですね、きっちり私は整合性をとってやるべきじゃないかなと思うんですよね。片一方は構成する条例で、設置管理条例でお金を決めてると、片一方はそれの上位、上位という表現はよくないんですけども、館全体のやつで料金設定をしていると。ちょっと条例的にはですね、私は法律的なことはわかりませんが、一般的に言うてですね、下のほうで決めてる条例もあるって、下っていうわけじゃないですけど、傘下の条例で決めてる使用料があるという、それはちょっと、私も法的なことちょっとわかりませんので、専門家の意見を聞いて、ただ、先ほど山口議員言われたようにですね、もっともんでですね、議会とも、そういう審議委員会も含めてですね、やはりやるべきじゃないかなというふうに思います。

それと、先ほど言いましたどんぐり広場と駐車場、その上に、屋上に何かテラスというのがあるんでしょう。その管理はどうするんですか。その辺のことをどうされるのか、ちょっとお聞かせください。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

先ほどですね、文化センターの管理の件について、ちょっと私の答弁にそこがあったように思いますので、訂正させていただきます。

条例におきましてはですね、総合文化センターは平群町教育委員会が管理すると、その総合文化センターの長として総合文化センター所長がおりますので、その所長が一般的には管理をすることになるかと思えます。

それと、私、先ほど駐車場とかどんぐり広場の件について、教育委員会が管理すると、そのように申し上げました。ただ、敷地の一部にはですね、いわゆる将来庁舎用地ということで、1,500平米を確保しておりますのでですね、その将来用地の管理についてはですね、庁舎管理の関係課と協議してまいりたいと思えます。

それと、あと、料金表の件で質問いただきました。ただいま提案させていただいております議案第42号で、諸室の使用料ということで提案させていただいております。その一方で、文化センターを構成する、例えば人権交流センターの使用料条例があるということでの御質問だと思いますけども、人権交流センターの使用料条例はですね、文化センターの使用料金の設定に伴いまして、この後ですね、廃止をするということで提案させていただく予定でございます。

○議 長

森田君。

○8 番

ということは、例の人権交流センターのやつは、もう料金設定は、今回、これに包含してるということですね。

それとですね、先ほど言いましたようにね、やはり庁舎用地を、今回、別のことも検討するというようなことを、協議するというお話だったんですけど、それは、どうなるかわからん、たまたま予算的なことは含めてやったんですけども、やはり全体は、やはりこの所長なり教育委員会が管理すべきだというふうに思うんですけど、その辺、教育長、どうですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

将来庁舎用地部分についての御質問でございます。当然のことながらですね、見た目は同じ文化センターの敷地にあるんですけども、当然文化センターの補助金で取得したわけでもございませぬし、将来庁舎用地ということで、別メニ

ューの起債のほうで取得した用地でございますので、その辺の管理区分についてはですね、庁舎の管理のほうと再度協議させていただきたいと思います。

○議長

森田君。

○8番

まさしく縦割りのおかしいことが出てると思うんですよね。そんな予算のことかじゃなくてですね、建物できたらですね、文化センターの土地ということ、住民の方はそういうふうに理解されるわけですからね。所長の権限でですね、私は管理していただきたい、そういうことはお願いしておきます。

○議長

窪君。

○10番

使用料の減免措置についてお尋ねしたいと思います。過日の委員会でもありましたけれども、再度お尋ねしたいと思います。

これまでは、減免は、今の中央公民館等では、全体の8%ぐらいが減免なしで、全額使用料を払われていたとお聞きをしております。約9割が減免制度を使われてたということですが、今回、受益者負担の原則に基づき、原則的に廃止をするということではありますが、これ、多くの団体が減免の措置をされて、何割ぐらいが今後減免措置になるのでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

減免の考え方についての御質問でございます。減免の考え方についてもですね、現中央公民館、いろんな団体様、御利用いただいております、当然のことながら、100%減免、50%減免と、いろんな形でその方法があるわけでございますけれども、今回、新たに料金設定をさせていただいたことによって、現行の減免規定がややグレーなところもあるのも事実でございますので、先ほど御質問あったように、一旦廃止させていただくと、その上ですね、新たに料金設定をした上で、新たな減免基準を設けると、そういうことで、今考えているところでございます。

あくまでもですね、減免に当たっての基本的な考え方ですけども、施設を利用されることによって受益を受けられる方と利用しない方との負担の公平性の観点から、いわゆる受益に見合った応分の負担を求めるといふ、そういう考え方のもとで、減免基準を設定させていただきたい。内容については、やり方については、100%免除、50%免除、あと減免しないと、そういうような大

きく三つの柱で考えております。

今現在もですね、減免について、先ほど申しましたように、グレーなところがあるんですけども、少なくともですね、減免をしない場合についてはですね、他の住民さんへの影響が見出せないもの、具体的に言いますと、クラブや団体様がおられましたらですね、その構成員の親睦、教養や趣味、技術向上など、団体活動によるその便益の範囲が個人やその団体のみ限定されるものであって、他の住民への影響と申しますか、他の住民の皆様への公共性や公益性が見出せないものについてはですね、今回ははっきりと線引きをしてですね、減免なしということで対応したいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

では、その基準の設定ですね、今、参事が述べられた、この設定はどなたが、申請したときにするのでしょうか。もうこの団体は、これはなしです、100%です、50%ですというふうに、前もって団体に決められるのか、その都度その都度の内容によって決められるのか、もう一度御説明願いたいと思います。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

減免について、どういった団体様を減免対象にするのかっていうのはですね、これから再度、もう一度ですね、一から決定していきたいと思います。特に社会教育関係団体ですね、文化協会、婦人会、体育協会についてはですね、今、私の頭の中ではですね、現行どおり減免対象団体になるのかなというふうに思っております。ただですね、社会教育関係団体であってもですね、場合によってはですね、公共性、公益性のない場合というようなことも考えられます。そういうことはまずないかと思うんですけども、利用される団体様の内容によってはですね、ちょっと公共性、公益性の件で、ちょっとクエスチョンかなという場合も考えられますのでですね、そういう場合はですね、減免申請書を出していただいて、その場で判断させていただければと、そういうふうに思っております。

○議長

窪君。

○10番

今まで減免措置を受けられてた団体が受けられなくなるということですので、丁寧な御説明をしていただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

そして、以前ですね、オープニング、文化センター完成を目指しての、完成した暁にはオープニングをされるということで、大変、今、平群の駅前が明るくなって、建設に対して、住民の多くの皆さんから大変喜びのお声をいただいておりますけれども、オープニングの日程及び周知に対して、9月の議会では、9月ごろには住民の皆さんにも周知をしたいという御答弁をいただいていたと思うんですが、その点、どのようになっておられるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

オープニングについての御質問でございます。確かにですね、さきの議会で議員のほうより御質問いただきましてですね、秋ぐらいをめどに周知していきたいと、そのように答弁させていただきました。オープニングの件につきましてはですね、こちらからの依頼という形とですね、例えば学校のほうからですね、ブラスバンド等について、ぜひ出演したいと、そういうような大変ありがたい声も聞いております。今現在ですね、オープニングをどういう形でしていくか、もうほぼアウトラインは固めつつあるんですけども、例えば複数のステージに分けて、第1ステージといいますか、第2ステージ、第3ステージと、そういうような複数回に分けてですね、内容を区別しながら、歌とか踊りとかですね、そういった形で区別しながらやっていきたいなというふうに思っております。日程的なものについてもですね、今、いろいろと調整をかけておるわけでございますけれども、議会終了後のできるだけ早い時期にですね、丁寧な形で周知させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長

窪君。

○10番

本当に担当課の皆さんには、ソフト、ハードの面で、本当に大変な取り組みをされていることには、大変感謝を申し上げたいと思っております。ただ、このオープニング、住民の皆さん、大変楽しみにされておられますので、個人、また団体の皆さんが、何とかみんなでにぎわいのある、こういう施設にという思いで、参加を望まれてる方を多くお聞きしますので、やはり春と、来春といえども、日程がやはり確保、しっかりと明確にしなければ、出たくても出れないというような状況もありますので、議会終了後に少しでも早くという御答弁いただきましたので、ぜひともよろしく願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。植田君。

○6 番

使用料の減免のことについて、私も、この問題では、協議会なんかでも発言をさせてもらったんですが、今、窪議員のほうからもありましたが、減免を、委員会、協議会のときにはね、もう全額免除か、もしくは使用料でいただくということだったんですが、そのときに、半額減免の団体さんもおられるから、十分やっぱりそこら辺は協議をすべきだというふうに意見も言わせてもらって、そういう中で、今、答弁の中で、一応行政としては、全額、半額、それから通常の使用料をいただくというふうな御答弁があったんで、それはそれでよかったかなとは思いますが、ただ、ちょっと参事の答弁の中でね、使用目的、半額の団体さんが、これから団体としても、もうそうなった場合は、今まで多分、その団体が申し込まれたら、半額、あるいは全額の免除という対応をされてきたと思うんですが、ちょっと先ほどの参事の答弁聞いてましたら、その内容によって、その場で精査したいというふうに私は受け取ってしまったんですが、そういうことなんでしょうか。それだったら、非常に窓口での対応というのが大変になるのではないかなというふうに思うんですが、そうじゃなくて、いろいろ精査する中で、半額の対象の団体とか、全額免除の団体っていうのは、もうあらかじめ決めておられて、今までどおり、そこの申請に対しては、そういう対応をされるのか、ちょっとその点だけ確認させてもらいます。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

減免に対する質問でございます。先ほど、私の答弁で、内容によってですね、減免できるかどうかというような内容でお答えさせていただいたかと思えます。特にですね、現在減免させていただいてる団体に対しての考え方なんですけども、それについてはですね、町の行政に対しまして、それを推進する団体、また町の行政を補完する事業を行っていただいている団体、さらには町の産業及び教育、文化並びに体育振興のため、必要な事業を行っていただいている、そういう団体については減免をしていきたいと。内容についても、そういう内容であれば減免をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。まだ決裁もとっておりませんので、これから詳しいことを調べるわけでございますけども、ただですね、内容によってはですね、一部ちょっとクエスチョンなところもある場合もございますので、そういうところについてはですね、事業内容をきっちりと見きわめさせていただいた上で減免させていただきたいということ

で御答弁申し上げたところでございます。

○議長 長

ほか、ございませんか。森田君。

○8 番

過日の委員会の資料のところに、これの使用料算定のときのベースを5,721万8,000円かかりますよと、維持するのに。今の中央公民館と人権交流センター使用料ですね、年間171万ぐらいしか入ってないと思うんですよ。あなたたちは、教育委員会としては、この施設をどれぐらいでオペレーションしてですね、町の負担を軽くしようとしておられるのか。これ、使ってもらわなければですね、単価高くしてもですね、使用料が町に入ってこないということになるわけですね。どれぐらいのことを考えておられるのか。5,700万かかるわけですね。公民館と人権交流センターを維持するのにですね、ただだいてる計算であれば。幾らぐらい、あなたたちがいい施設をつくってですね、使いやすい施設をつくってですね、どれぐらいリターンっていう表現がよくない、リターンなんかないと思うんですけども、どれぐらい使用料を見込んでおられるのか。当然来年度予算で書かれると思いますので、当然ですね、来年度予算に計上されんといけないというふうに思いますので、その辺、どのようにつかまれてるのか。

○議長 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの質問でございますけども、収入見込みと維持管理費の関係についての質問ということで、理解させていただきます。現在の中央公民館の使用料収入を見てみますと、約160万程度でございます。それで、先ほどの料金表にもありましたとおりですね、おおむね1.5倍から1.6倍に変更させていただいてもですね、この160万の使用料がですね、単純計算すれば300万前後と、そのような数字にしかなくなってきません。当然そんな使用料では維持管理費、到底ペイできるものではございませんけども、使用料金とか減免とか稼働率の件についてですね、さきの委員会のほうでも随分と色々な意見をいただいております。

ただですね、そもそも文化センターを運営していく上でですね、基本的な考え方は何なのかということについて説明させていただきますとですね、文化センターというのは、公民館、人権交流センター、図書館の複合施設でありますので、社会教育法や図書館法に基づく事業を行うものであります。それについては、行政が一定の費用負担を行って、町の文化水準の向上を行う施設であり

ますので、当然のことながら、収益が発生する施設ではありません。大事なことは、その施設の設置目的をいかに達成するのかということにあるのかと思っております。今御質問にあったようにですね、使用料でどこまで維持管理費を生み出すのか、それはそれで当然重要なことでもありますので、一定の受益者負担はお願いいたしますけども、施設の設置目的を外れて収益を上げる考えでないことについてはですね、しっかりと申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○ 8 番

長々と答弁いただくのはいいんですけども、質問に対するアンサーじゃないというふうに、私、思うんですね。当然公共施設ですから、収益追求しないというのもわかります。そんなこと十分理解してるんですけども、町長、冒頭の挨拶にもあったじゃないですか。今、危機的な財政状況の平群町なわけですからね。だから、そういうことで私は質問したわけですから。もう答弁は結構ですけど。

○議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○ 7 番

まだ時間早いかわからんけど、でも、これは、いや、今のかって、おかしいねんで、自分ら言ってんの。金額出すときは、受益者負担半分って言って、出しといて、そんなもん取れるわけないっていうのは誰でもわかります。それで計算しといてやね、今度はやね、当然公共施設ですからって、何を言ってんねんって。ほんで、森田議員が今聞いたんやで。幾ら収入、だって、来年度予算に出すんだから、そのとおりになるかどうかは別にしたって、新しい施設のランニングコストと、それから使用料収入何ぼになるかぐらいはやね、当然シミュレーションすべきでしょう。どっちにしたって、出さなあかんでしょう、もう11月、12月になったら、予算つくっていくわけですから。その質問に全く答えずにやね、何を基本的な話をしてるんですか。それやったら、初めからこんな作り方するなよっていうふうに言いたくなるんですよ。だから、もうぐるぐるぐるぐる回ってるんや。町長、どうなんですか、その辺。教育長も答えなさいよ、たまには。

○議 長

山口君。

○ 7 番



何や、今度の文化センター、巳波参事、1人でやってるんですか。松村課長も答えへんの。全部担当者が答えるんですか、平群町は。当然協議されてるんでしょう。何でその担当者1人に全部させるわけ。おかしいでしょう。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

今ですね、来年から供用開始をしていきます文化センターの維持管理費の件についての御質問をいただいております。当然ですね、全て正確に求められないところがあるのは御理解いただきたいと思うんですけども、原価の算定に当たりまして、人に係る経費、物に係る経費ということで、現在、できる限り、つかめる範囲での数字をつかんだところでございます。人についてはですね、人事配置のこともあって、何人配置すると、そういうようなことまでははっきりとは申し上げられませんが、人に係る経費が約2,450万、物に係る経費が約3,000万ということで、図書館部分を除く維持管理ということで5,700万程度を見込んでいるところであります。それ以外にですね、図書館部分についても数千万円程度の、主に人件費となりますけども、2,600万程度の人件費と維持管理費、かかってくると思います。全体で見ればですね、やはり7,500から8,000万程度の維持管理費は出てくるかと思えます。現在のところ、ややアバウトな数字ではありますがですけどもですね、維持管理費とか光熱水費とか、できる限り、見込めるところについてはできる限りつかめる数字を用いてですね、あすのすを含んで約7,500から8,000万程度の維持管理費はかかるというふうに推測しているところでございます。

「収入」の声あり

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

使用料収入についてはですね、当然稼働率がどういうふうになるかわかりませんが、現行の使用料収入を基準にした場合については300万程度。ただ、そういった300万程度の収入でいいのかどうかっていうようなこともありますけどもですね、できる限り町外の方も含めて稼働率を上げるように工夫しながらですね、使用料収入の確保には努めたいと思えます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして

日程第9 議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の  
制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第43号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

1点だけ。どういう利用の仕方を考えておられるのか。住民が借りる場合ですよ。どういう使用方法、使用をするために、住民なり町内の団体の方が使われる、どういうふうに想定してるか、その点だけ。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

どんぐり広場の使用の考え方ということでの御質問でございます。当然ですね、平常時は文化センターがございまして、その前にどんぐり広場がございしますので、通常時といいますか、平常時は住民の皆様幅広く一般開放してですね、自由に使っていただきたい、そのように思っております。またですね、行政の

イベント時にはですね、大ホールとかイベント広場を一体的に使ってですね、イベント行事を盛り上げていきたいと、そういうふうに思っております。それ以外にもですね、例えばですね、どういったらいいんですかね、展示会とか集会とか、それらにどんぐり広場を使いたいというような申し出も想定されますので、その部分についてはですね、一定の許可といいますか、条件を付した上で、適切と認める場合においてはですね、許可をしていきたいというふうに思っております。

ただですね、考え方としてはですね、住民の皆様幅広く一般開放して自由に使っていただきたいというふうに思っております。この条例の中でですね、行為の制限とか行為の禁止とか、いろいろ設けておりますけどもですね、住民の皆様御利用を恣意的に制限するために、こういった条文を書いているものではございません。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

自由に使っていいんだったら、占有するときに許可が必要なわけでしょう。そこへ入るのに許可が必要なわけじゃないわけでしょう。今の話やったら、自由に歩道から入ってですね、個人で別に、迷惑行為とかしない限り、椅子置いてあるのかどうか知りませんが、あそこ、散策、散策になるのか、ちょっとイメージ湧かないけども。でも、私、聞いているのは、団体で使うということは、占有するわけですよ。占有したら、当然その間、占有してる人しか使えないということになるのかどうかということも含めてですよ、いや、普通はなるでしょう。そうじゃなくて、今の話やったら、展示とかやったら、別に自由に見てもらおうというものもありますから、わかりますけど、何かね、ちょっとよう理解できないです。ほんでね、この前の説明では、結局、補助金の関係でどうのこうのっていう説明あったと思うんですが、要するに、わざわざここだけ別の条例をつくらないと、補助金ですか、そういうことでやってるだけということなのか。いや、だから、わざわざどういう使い方を想定してるのかって聞いたのは、そういうことなんですけどね。何かよくわからんけど、とにかく条例つくったんやというようなことに聞こえてしまうんですけどね。違いますか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

この広場についてはですね、どんぐり広場ということで、名称提案させてい

ただいておりますけども、この広場のいわゆる設置目的というのは、やはり条例に書いておりますとおりですね、各種催し、町民の皆様の憩いの場として使っていただく、それが第一の目的であります。

ただですね、補助金的な話になりますけども、どんぐり広場、建物の前に広場を設置するというので、県のほうと複数回にわたる協議を重ねたところがございますけども、県のほうからのいろいろと御指導もあったわけがございますけども、文化センターは社会資本の交付金を使っておるんですけども、近年はなかなかその交付金の配分というのが、制度上の4割に追いついてこない、そういう状況もございますので、県のほうからアドバイスとしましてですね、この広場をきっちりと社会資本のメニューに乗って、条例上位置づけをするのであればですね、交付金の計算上有利に働くと、そういうような助言もいただきましたので、あえて今回、条例提案をさせていただいたところでございます。

○議長

森田君。

○8番

先ほども申し上げましたように、どんぐり広場の範囲なんですね。先ほどの話だったら、管理も含めてですね、庁舎用地のところはどんぐり広場じゃないような話が出たんですけども、そういう整備もされるんでしょうか。私は、こういう広場、オープンスペースですから、路上ライブをやる人とかですね、そういう人たちにも、逆に言えば、大目に見るとかですね、そういうことをしない限りですね、スペース的な問題も広いほどですね、例えばバザーをここでやりたいと、道を、どういうんですかね、私もちょっとそういうこと詳しくないんですけども、テントを張ってですね、そこでバザーをしたいと、例えば、それと、募金が禁止なんですけども、募金するのが、よく秋の収穫祭とか、そういうところ、文化祭ってなったら、よく赤十字の募金してるじゃないですか。そういうこともできないんですか、これは。だから、どんぐり広場の位置づけはよくわかりました。ですけども、どの範囲をどんぐり広場というのか。あなたたちはそういうことを、庁舎用地を外すのであればですね、外すんでも、私、結構だと思っておりますけど、住民からブーイングが来ると思うんですけど、大抵、そういうことをやれば。どこまで範囲をどんぐり広場と考えておられるのか、その辺だけ答えてください。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

どんぐり広場の範囲についての御質問でございます。条例制定をさせていた

だいてる範囲はですね、正面入り口のアプローチがございますけども、その左側の、面積的には1, 120平米という範囲を、条例上、どんぐり広場ということで設定をさせていただいております。

ただ、現実的にはですね、将来庁舎用地との区分が、現地ではどこかっているのは、それ、はっきりわからないところ、ありますけども、そこについてはですね、運営上、どっちがどっちかっていることになってきますけども、実際に当たってはですね、ようかん切りにするのではなくてですね、臨機応変に使うことになるのかなというふうに思っております。

○議 長

森田君。

○8 番

わかりにくかったんですけども、庁舎用地のところも、どんぐり広場と同様の整備をするというふうに理解していいんですね。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

将来庁舎用地の整備についてはですね、今回の本体工事の中でですね、同様に整備させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○4 番

文教厚生委員なので、ちょっと、委員会付託もありますし、余り発言は差し控えたいんですけども、ちょっと余りにも重要な点があるので、1点だけ。第7条の1項、2項、どんぐり広場の使用者、これを書くことによって、この条例でかなり町のやるべきことが制限されてしまうのではないかと。今、森田議員のほうからも少し出ましたけども、例えばフリーマーケットや募金、町のやろうとすべきことすらも、よくある広場ですら、これ、フリーマーケット、どんと、これ、7条があるために、もうできないですよ。募金ももちろんできませんし、ただであれするにも、ちょっとこれ、第7条の1、2でふぐあい起きるのではないかと思うんですけども、詳しくは文教厚生委員会でお話ししますけども、この点だけをちょっときっちり考えたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

どんぐり広場の条例、第6条、第7条関係のことかと思えます。条例をつくり込むに当たってですね、こういった使い方をするのかっていうのをまず第一に考えました。それでですね、禁止事項についてもいろいろ書いております。今御質問あったように、行商、販売、募金その他これに類する行為ということで、ここに書かせていただいております。我々がちょっとイメージしたのは、こういったらいいんでしょうかね、広場で単発的に行商であるとか、販売であるとか、募金その他の行為をされる場合については、やはりちょっと禁止をさせていただきたい。ただ、町のイベント、行事に付随した形で物品を売るとかですね、募金をするとか、そういったことについては許可の範囲でもいいのかなど。ちょっとこの辺は条例上かなり読みにくいところがありますけどもですね、ちょっとあやふやなところ、ありますけども、そういうような形で条例提案させていただいております。

○議長

井戸君。

○4番

お言いにになりたいことはわかるんですけども、7条で規定してしまいますと、町といえども、条例を違反できないので、ここ、もう少し考え直したほうがいいのかなと思います。これ以上はまた委員で、よろしくお願いします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

10時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 10 時 36 分)

再 開 (午前 10 時 55 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第 10 議案第 44 号 平群町中央公民館使用料徴収条例を廃止する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第 44 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 44 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第 1 1 議案第 4 5 号 平群町観光文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第 4 5 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第 4 5 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第 1 2 議案第 4 6 号 平群町人権交流センター使用料条例を廃止する条例について

を議題といたします。



議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第46号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第46号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第13 議案第47号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部  
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第47号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

旧氏を住民票でとる、印鑑証明の場合は、印鑑登録をして、それで証明とれるわけですがけれども、住民票に旧氏の併記もできるようになるということなんで、これは、どうなんですか、本人が希望して、そう言えば、それで出すということですか。その点、どうなんでしょう。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

山口議員さんの御質問にお答えします。

御本人さんがですね、本籍地で戸籍謄本等をお持ちいただいて、希望される旧氏を御申請いただくことによって、登録という形になります。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第47号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第14 議案第48号 平群町税条例の一部を改正する条例について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第48号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

毎年毎年、地方税法が変わってですね、もうややこしいこと、この上なくなってますが、今回は消費税が10月から10%に増税されるということの絡みで行われてるわけですが、まず、それとは別に、1点目の子どもの貧困化に当たって、ひとり親の個人住民税非課税の所得をですね、これは非婚、未婚の人たちに対して、これまで寡婦控除とは差別というか、差があったわけですが、それを一定解消するというので、所得135万円まで非課税を引き上げると、この部分についてはですね、今言ったように、婚姻の有無での差別を解消するものだというふうに思うんですが、これまで公営住宅の家賃算定、それから保育料算定でもですね、これについても寡婦控除と同じような、寡婦と同じような措置が講じられているというふうに思うんですが、まず、それが間違いないかどうか。

それと、今度の措置で、町内の対象者は何人おられるのか。その2点、お答えいただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

まず、2点目の対象者でございますが、令和3年よりですね、135万円に引き上げられますが、31年度課税実績より、125万円以下の寡婦及び寡夫の方が147人おられます。令和3年度より、今ありますように、単身児童扶養者も対象となりますので、これにつきましてはプラスアルファになると思われれますが、現在、児童扶養手当の未婚の受給者につきましては17人と聞いておりますので、合計で164人となると思われれます。

ちょっと1点目のやつはちょっと……。

○議長

山口君。

○7番

いやいや、やってるかどうか、確認したかったんやけど。公営住宅の家賃算定、それから保育料、福祉課になるな。事前に言うてへんから、わからへんな。ちょっとまた調べて、答えてもらえますか。

今のね、要するに、これまで非婚、未婚の人たちがっていうことが、一定前

進になるわけですが、それで、もう1点、今ちょっと聞き漏らしたんですが、令和3年1月1日ということは、令和2年の収入が対象になるということではなかったですかね。

○議長

税務課長。

○税務課長

令和3年の住民税から対象ということになりますので、そのとおりでございます。

○議長

山口君。

○7番

あともう1点、電気自動車、天然ガス以外が軽減なしになるわけですが、影響額、ちょっと教えてほしいんですが、一応減った分については減債かな、国から来る交付金で全額賄ってもらおうということなんですが、念のため、どれぐらい影響額があるか。

○議長

税務課長。

○税務課長

今質問されてるのは、多分グリーン化特例の関係だと思うんですけども、影響額につきましては、平成30年度の実績からいきますと208台分、77万4,900円、平成31年度分といたしまして186台、63万円、これにつきまして、増収になると思われま。

○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

○4番

先ほども山口議員のほうからも、ちょっと福祉の関係であったんですけど、2ページの子どもの貧困で、事実婚状態でないことを確認して、支給される児童扶養手当の支給を受けており、今ちょっと十数名って出ましたけども、これ、事実婚状態でないことをどうやって確認するのかなっていうのが、ちょっと福祉課なんで。ちょっとね、僕も、前からこれは疑問に思ってたんで、児童扶養手当の支給に関して、これ、なってるんで、また今回ね、税金によって、すごく得て言ったらおかしいですけどね、補助があるわけで、事実婚状態でない、よくあるパターンが、婚姻しなくてもね、例えば子どもの子育ての扶養に関するお金をもらってるかどうかっていう判断も、どこでするのかなっていうのがあるので、そうなってくると、合計所得額が135万円以下なのかって

いうの自身も変わってくると思うんですけども、その辺について、ちょっとどういうふうになっているのかをお聞かせしてください。のが1点と、もう1点が、今、軽自動車税、事実上、増税になるわけですけども、マイクロカーについてちょっと、これも軽自動車税の扱いになると思うんですけども、マイクロカーは、大きく分けて、古いエンジンか100%電気に限られてくるんですけども、この取り扱いがどうなっているのかと、この2点、よろしくお願ひします。

○議 長

税務課長。

○税務課長

すみません。1点目のですね、単身児童扶養者の関係ですが、これ、年末調整の様式にですね、1項目、単身児童扶養者という項目が設けられまして、そこへ本人さんが記入されれば、それで該当するという形になります。

それから、マイクロカーですか。マイクロバスですか。

「カー」の声あり

○税務課長

これにつきましては、ちょっと今……。これは、グリーン化減税のことですよね。

「はいはい、そうです」の声あり

○税務課長

ちょっと後ほどまた回答させていただきます。

○議 長

いいですか。

福祉課長。

○福祉課長

事実婚の状態じゃないことの判断っていうことの御質問があったと思うんですけども、一応住民票等で、戸籍とか本人、申し出のほう、確認します。それでわからない場合は、民生委員の証明書をいただいて、確認をしております。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○ 4 番

まず、税務課のほうからですけど、合計所得金額が135万円以下っていうのは、例えば養育費とかが支払われていても、申請主義ということで、結局わからないということでもよろしいですかね。所得は、例えば養育費が月5万円支払われてて、本人の収入があったとしても、年間60万はもうそこに入ってこないっていう算定で135万円以下ということになるのでよろしいんですかね。というのと、マイクロカーの件は結構です。またわかり次第、教えてください。

事実婚状態でないことを確認するのは民生委員ということなんですけども、民生委員でそこまでの力があるのかなと、権限があるのかなと、力っていうのはおかしいですね。権限があるのかなという部分もあるんでね。いや、この部分に関しては、すごく曖昧な部分もありまして、結構ね、やっぱり法の観点からは公正公平なっていうのが重要になってきますので、正直ね、他市町村にわたる方と事実婚だったら、わからない部分も多いのでね、そこをどうされてるのかなっていうのをお聞きしたかったんですけども、今後もちよっと、きちんとある程度調べていただきたいなっていうのはあります。民生委員には限界あると思いますので、その辺はよろしくお願いします。

さっきの税務課の確認だけ、よろしくお願いします。

○ 議 長

税務課長。

○ 税務課長

申しわけございません。その件につきましても、ちょっと後で確認させていただきます。

○ 議 長

いいですか。

○ 4 番

はい。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。山口君。

○ 7 番

今もちょっと質疑ありましたけれども、基本的に、未婚、非婚のひとり親に対する個人住民税非課税の拡大については、寡婦と同等に扱うということで、評価はするわけですが、一方、軽自動車税、これも、車体課税については軽減はあるんですが、グリーン化特例についてはですね、消費税増税に配慮して、2年間は現行の軽減を延長されるわけですが、2年後には負担増になる、これが前提となっています。消費税のほうは10%になったら下がることはないわけですから、結局2年後には負担がふえるということなるわけですから、ここの部分についてはどうしても納得がいかないということで、本条例改正案については反対いたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

この条例の改正については、私は賛成をいたします。

というのは、今ありましたように、エコカーの減税が延長されるということと、それは取得税でございまして、先ほどもありましたように、軽四のグリーン化に対して、特例が2年間延長されたということは、私は一定の評価をしたい。それと、上位法の関係で、今回、準則として改正されるものでありますので、私は、その件について尊重したい。よって、賛成をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第48号 平群町税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第15 議案第49号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

の基準に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第49号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○6番

直接平群は、今のところ関係ないと思うんですが、ただ、1点だけね。今、平群町で学童の指導員されてる方々ですね、支援員は、今のところ、全て一応この研修はもう修了したという形になっているのか、その点だけ。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

指導員の資格の有無、そして受講の状況でございますけれども、ほぼ取得していただいております。今年度、2名が参加をさせていただく予定でございます。新規で採用された方はこれからということになります。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご



ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第16 議案第50号 平群町公民館設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務  
課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第50号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第 17 議案第 51 号 平群町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第 51 号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○6 番

今度、4月オープンの総合文化センターの中に平群町図書館として新たにオープンするわけですが、この間、図書館の協議会だとか、あるいは公民館の審議会、何回も私も出させていただく中でですね、とりわけ新たに図書館は今の延べ床面積の3倍になるということで、非常に住民の方の期待も、私は大きいんではないかなというふうに思います。

ただね、そういう中で、文教厚生委員会のときにちょっと資料として出たんですが、私も協議会でちょっと発言をさせてもらったんですが、休館ですね、今、これをそのまま引き継ぐ、今現在、平群町においては水曜日と祝日、あるいは月末、年末年始という形で、これは全く今までと同じ状態で、新たな図書館のほうでも引き継ぐということなんですが、この中でね、祝日休館っていうのが、今、県内の図書館の中では非常に減ってきてるといえるか、住民のそういうニーズの中で、祝日、やっぱり開館されてるところが非常にふえてきてるといふような状況があるんです。祝日なんで、そういう中で、ことし5月なんかは特に10連休というので、あの間、全く平群町が、図書館あかなかったということで、近隣に行かざるを得なかったという方もいらっしゃるしてまして、そういうお声も聞いてたんですね。せっかく新しく、広くなって、なおかつ駅前まで近くなってということでオープンするわけですから、やっぱり祝日を開館していくっていう方向性を私は持つべきではないかなというふうに思うんです。これは、図書館の協議会の中でも、多くのそこにかかわる委員さんの中からもそういうお声出てましたしね、せっかく住民の福祉や、あるいは教育の向上ということでですね、新たにオープンをするわけですから、それにあわせて、やっぱり少なくとも祝日の開館、あるいは開館時間の延長っていうこともね、まだちょっと時間ありますのでね、十分そこは検討していただきたいなど。

ちなみに、お隣の三郷町はですね、祝日も開館されてますし、なおかつ平日

は9時半から7時まで開館をされているという状況です。土日祝については9時半から5時ということですが、平日はそういう形で、7時まで開館をされていますし、斑鳩町は、今の平群と同じで、祝日は閉館をされているんですが、土曜日は21時まで開館をされているという状況で、やっぱりそこら辺、住民の方が利用しやすい時間帯とか、あるいは利用してはる時間帯なんかも含めてね、どこら辺に利用者の方の動きがあるのかなんかもちょっと見ていただいてね、そこはやっぱり住民の利便性を広げていくっていう部分での開館時間の延長、もしくは祝日開館を、やっぱり4月オープンまでにもう一遍ちょっと協議をしていただいて、住民が利用しやすい状況をつくっていただきたいというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいま、開館時間とか閉館時間、祝日の開館について御質問いただきました。確かにさきの公民館運営審議会等々におきましてもですね、開館時間の延長とかですね、祝日の開館について御意見をいただいたかと思っております。今現在はですね、開館日、現行と同様に考えておりますけども、祝日開館、連休開館の考えはないのかというようなことも含めてなんですけども、確かに開館時間の延長とか祝日開館などでサービスを拡大するという事で、ニーズを喚起して、利用者の増加を図ると、そういうことも想定されますけども、県内の公立図書館の状況を見ても、ほぼ7割程度が閉館時間が午後5時という状況もありますので、現在は、まだ利用者の動向とかニーズに、まだはかりかねるものがあるかなというふうに思っています。

そこで、まず現行に準じた形で運営させていただいて、利用者の動向や満足度、そして利用されない方、未利用者層のニーズも詳しく精査した上で、職員体制も整えて、今後のサービス方針を確立していきたい、そういうふうに思っております。

○議長

植田君。

○6番

今後のニーズ動向も含めてということなんやけど、せっかくやっぱり4月1日でオープンするんやから、ニーズとしては、やはり祝日開館というのはふえてきてるのが事実ですし、あるいは、すぐに三郷のように7時まで開館しろとは言いません。ただ、せめて祝日ぐらいはね、やっぱりあけていくという、そういう、何ていうのかな、住民サービスを、施設も広くなった、中身もやっぱ

りそれに伴って、住民サービスの向上のために、これ、図書館、新たにオープンするわけですから、そこはまだちょっと時間がありますので、十分やっぱりそこは検討していただきたいなということは申し上げておきたいと思います。

○議長

答弁いいですか。

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第18 議案第52号 平群町人権交流センター設置条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第52号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第52号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして

日程第19 議案第53号 平群町人権交流センター運営審議会条例の一部  
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第53号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第20 議案第54号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第54号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

いよいよ幼児教育・保育の無償化が10月1日からスタートいたしますが、幼稚園、保育所、また認定こども園などを利用される3歳から5歳のお子さん、また、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんの利用料が無償化となります。今回の54号では、食事等の費用ですね、免除等の対象者の規定もされておりますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

主食費と副食費が今回、全部、一体になりました。今までは、副食費は保育料の中に入れておりましたが、給食費として、保育料の無償化後も引き続き給食費は保護者負担となりますが、私ども公明党の主張で、おかずなどの副食費の免除対象が拡大して、これまでの生活保護世帯だけから、年収360万未満相当の世帯の子どもと、第3子以降の子どもが副食費徴収免除対象となりました。今、御説明でもありましたが、3歳未満の3号認定のお子さんは、これま

でどおり、主食費、副食費が全て保育料となるため、無償となります。そして、そこで、副食費免除となります方、また、第3子以降の対象者も含めまして、何人見込んでおられるのか御説明願いたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

副食費の免除対象者数っていうことで、お答えさせていただきます。免除対象数のほうは、1号認定で22人、2号認定で42名、合わせて64人となります。逆に言いますと、徴収対象者数でいきますと、1号認定が58人、2号認定が142人、合わせて200人が徴収対象者数になります。3号認定、100名おられるんですけども、今までどおり、保育料に含まれるっていう形になっております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ということは、3号認定も含めまして、164名の方が副食費は払わなくてもいいということになりますよね。3号認定は、主食費、副食費、全てが無償ですので、それは今までどおりですけれども、今回の大幅な拡大で、64名の方の副食費が免除となって、ただ、200名の方が副食費と主食が実費徴収ということになると思います。

そして、今回、1号認定ですね、主食費600円と2,900円の副食費で3,500円、2号認定では主食費600円と副食費3,900円で4,500円ですが、この給食費の設定について、先般開かれました委員会でも御説明がありましたが、大変低い設定に平群町は抑えられているのかなと思います。その点につきまして、近隣もあわせまして、この設定にされた経緯等々も御説明願いたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

給食費の設定でございます。まず、材料相当、幾らかかっているかっていうことで試算させていただきました。それで、月額、2号認定、保育園、こども園の場合は材料費約6,000円っていうことで、それをベースに考えまして、そのほか、また、あと近隣7町の給食費についても参考にさせていただきますし

て、その結果、2号認定で6,000円の材料費を給食費4,500円って  
いうことで設定させていただきました。1号認定は、若干保育園、こども園に通  
う日数が少ないので、3,500円にっていうことでさせてもらってます。2  
号認定4,500円、1号認定の3,500円につきましては、近隣7町では  
一番安価な価格設定とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○7番

ちょっと後の議案との関係もあるんやけど、何かごっちゃになってるよう  
なんで、ちょっと整理できてないけども。まず、第3子を算定する基準に、これ  
まで幼稚園の場合は小学校3年生、それから、保育所の場合は就学前というこ  
とでね、それをそのまま、これ、踏襲してるということになるんやけど、これ  
は何か理由があるのかな、それが1点。

それから、これまで保育料の場合、第2子半額、第3子以降無料という、多  
子減免っていうのをやってるんですが、今回、副食費を取るに当たって、それ  
は全く考慮されてないようですが、全国的にはそれを踏襲している、県内でい  
うと、聞いてるところでは、郡山市がそれをやるというふうに聞いてるんです  
けどもね、平群町はそういうのは一切考慮しないということなのかどうか、そ  
の2点。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

第3子の算定基準、小学校3学年修了前と小学校就学前ということで、2号  
認定の場合なんですけども、本来、保育園部分ということになってますので、  
第3子が対象になるには、小学校就学前の場合ですので、ゼロ歳から5歳の6  
年間の中に3人の子どもがいることになってます。1号認定の場合は、従来の  
幼稚園部分なので、3歳から5歳の間に3人いることで、3年間しかないとい  
うことで、3年間の差があるということで、1号認定は小学3年まで延長した  
っていう理由になってます。

以上でございます。

あと、第2子、第3子の多子減免について、給食費に適用するのかっていう  
ことなんですけども、主食費については多子減免の規定、対応はしておりませ  
ん。ただ、副食費につきましては、第2子をもって免除はありませんが、所得



階層で、その未満になれば免除の場合もあるんですけど、第2子をもつての免除はありません。ただ、第3子以降については全額免除としております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

6年間っていうくくりでやるんやけど、子育て支援で進んだところではですね、もう第1子を、要するに、18歳までするとことかね、そういうところもあるわけですよ。その辺ね、今回、平群町が出してるのは、もう国の基準どおり、基本的に、副食費の金額についてはね、さっき答弁あったように、平均よりは安いっていうのは、それはわかるんですけども、いずれにしても、今回の場合、いろいろ変わるんで、その辺はね、今後、第2子の減免についてもちょっとは考えていただければなということはおっしゃいます。

それから、今回ね、これまで保育料の徴収ってどういうふうにしてたんか、よくわかんないんですけども、これ、小学校と一緒に、給食費の徴収、それぞれの、平群町の場合、二つのこども園と、それから、私学はこれまでも当然そこでやっていますから、二つのこども園の場合、副食費、主食費の徴収の仕方、それによっては、全国的にちょっと問題になってんのは、これまで園でやってなかったものを、園の仕事が、そのことによってふえるのではないかと、そのことで、保育所や保育士にかかってくる労働時間が長くなったりですね、徴収のためにこれまでやってなかった仕事がふえるというようなことがちょっと問題になったりしてるんですが、事務負担のことですよね。その辺については、何か考えておられるのかどうか。平群町の場合、その辺どうなるかも、簡単に説明していただけますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、実費徴収を行っておりますのがこども園でございますので、教育委員会からお答えをさせていただきます。

副食費も、現在徴収しております保育料、主食費と同様にですね、口座振替での引き落としとしております。副食費の徴収で、新たに保育教諭の負担になることは発生をしないと考えております。また、保護者への説明でありますとか請求書につきましても、園の事務所で全て対応いたしますので、保育教諭の負担がないようにしたいと、このように考えております。

○議長

山口君。

○ 7 番

それからですね、滞納した場合のね、もちろん保育料のときもあったかもわかりませんが、その辺も、今、課長おっしゃったように、事務のほうで全部対応するので、保育教諭等についてですね、現場の職員の皆さんには迷惑かけないということになるんですが、滞納も想定しないとだめだと思うのですが、その辺はどうですか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。

副食費を滞納された場合の対応でございますけれども、現在、保育料、主食費の対応方法と同じということになるんですけれども、滞納されますと、未納通知書を発行いたしまして、納付書の作成、そして、及び集金袋等での徴収という形の流れで対応しておりますので、その形で引き続いて徴収してまいりたいと考えております。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

内閣府がですね、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けファクスです、これは、ことしの7月31日に出してるんですが、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、利用継続の可否等を検討する、要するに、滞納があった場合、もう利用を継続できないよという、子どもに退所してもらおうということまで言ってくるんですが、当然、県通じて、このことについては来てると思うんですが、平群町としては、これを是としますか。要するに、給食費滞納したから、もうあなた、子どもはもうこども園に来ないでくださいというような措置をとるのかどうか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

お答えをさせていただきます。

現場といたしましてはですね、保護者から事情を聞きまして、収納対策で収納、納めていただける手法を導き出して、そこまで、お子様を園に来させないということまでは考えておりませんので、滞納が発生した場合は、根気よく話し合いを持ちまして、収納手法につきまして協議をしてまいりたいと、このよ

うに考えております。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きますして

日程第21 議案第55号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第55号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

今回の無償化の対象となられます総人数と、そして、はなさと、ゆめさと、また、平群町内には北幼稚園があります。そして町外保育、障がい者施設、また認可外保育所で、対象となる方の施設別の人数の御説明をお願いしたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

保育料の無償化となる対象施設別の人数についてついでに、町内の、まず、はなさとゆめさとについて説明させていただきます。はなさとこども園につきましては、3～5歳児の1号・2号認定が76名、0～2歳児非課税世帯の3号認定が4名。ゆめさとこども園が、1・2号認定が188人、3号認定が6人。合計で、1・2号認定が264人、3号認定が10人、合わせて274人になります。そのほか、北幼稚園につきましては、3～5歳が85人が無償化です。あと、町外保育の3～5歳で4人、あと、町外保育の0～2歳の非課税世帯の方がお一人、その他、障がい児施設でございます。3～5歳児が10人、0～2歳児の非課税世帯、2人おられるんですけども、これは、現行が既にもう無償化の対象になってますんで、今回、対象から外れてますけども、2人おられます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

今言われた数を計算しましたら、376名ということだと思いますが、まだ今後、また申請等々でふえるのかなと思います。そして、ということは、ゆめさと、はなさとのこども園で、対象ではない方が90名いらっしゃるということで受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

はい、そのとおりでございます。

○議長

窪君。

○10番

幼児教育の無償化は、ほとんど手続が必要がないとお聞きをしておりますが、一部手続が必要な方がいらっしゃると思いますが、御確認をさせていただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

町内こども園につきましては、手続は必要はございません。あと、町外保育についてですね、現在、施設のある市町村のほうで、その施設のほうには説明

が行ってると思うんですけども、申請をしていただく必要になっております。現在、広報等で申請の案内をしてるんですが、今のところ、町外施設の対象児童はおられません、また9月以降に、またそういう施設にも問い合わせしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ちょっと私の質問が悪かったかわからないんですけども、保育の必要性を認める、認めてもらわないといけないという手続が、平群町内では、第1号認定の平群北幼稚園では手続が必要となるのではないかと思います。また、あと、ゆめさと、はなさと、1号認定、私立の幼稚園の預かり保育ですね、これも保育の必要の認定が必要ですよ。そして、今言われました認可外とか一時預かり、病児保育の、第2号、第3号の手続の方々の必要が、認定ということが、これ、平群町の公式ホームページでフローチャート、わかりやすく示してくださってますのでね。そこで、何をお聞きしたいかといいましたら、このような手続を早くしなければ、10月からの分では適用されないと思うんですが、いつまでにしないといけないのか、また、どのように対象となる皆さん、今、このように広報されてもなかなか、それぞれが、10名いらっしゃったら、10名それぞれお立場が違いますので、どうしたらいいのかわからない方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、どのように、円滑に幼児教育無償化を受けていただくために、保育の必要性のある方への徹底ですね、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

保育の必要性の申請していただく形ってということなんですけども、今は、広報紙とホームページ等で載せさせていただいておりますけども、まだの方につきましては、各施設に、認可外とかでしたら、そちらのほうに徹底して周知していきたいと。あと、その辺の全体の周知につきましては、今回、一時保育とか、いろいろありますので、それにつきましては、預かり保育も含めまして個々に、無償化っていう制度が始まりますので、10月までに、無償化とあわせて、個別に案内をしていきたいと、そのようには考えておるところでございます。

○議 長

窪君。

○ 1 0 番

冒頭申しました、第 1 号認定の平群北幼稚園では、平群北幼稚園に対して何か資料を、申請の用紙とかを持っていかれてるのか、また、預かり、これですね、平群の 2 園ですね。2 園でも、備えつけをして、対象者の皆さんに今後、もう 9 月に入ってますので、職員の皆さんからお知らせをされてるのか、その点、再度御確認させていただきたいと思います。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

北幼稚園につきましては、85 名おられると思うんですけど、その辺は、案内のほうはもう行ってると思います。それで、あと、こども園につきましては、まだホームページ等の紹介で、細かい詳細につきましては、個別に通知した際に案内をさせていただきたいなと思っております。

○ 議 長

窪君。

○ 1 0 番

最後、丁寧に、申請が漏れないような形で、丁寧な対応をよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○ 7 番

さっき、保育料の算定を、4 月から 8 月は前年度分と、9 月から 3 月は当該年度ということで、変更ということなんですけどね、これまでどうしてて、なぜこういう変更をするのか、その点、どうですか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

すみません。説明不足やったと思います。これまでも同様に、上位法に基づいて取り扱いをしております。今回、条例に規定がなかったので、わかりやすくするために載せさせていただいております。追加させてもらってます。

以上でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

ちょっと古い話で、私とこ、子どもが行ってたときは、提出は1回だけだったというふうに思うんですが、これだったら、2回提出せなあかんということになるんですか。1回出したら、そうか。でも、途中で金額変わるっていうことになるわけでしょう、収入が変わればね。ああ、そう。知らなかったわ。わかりました。

それからですね、今回、無償化で、今、人数も答えていただけてますけども、平群町は、国基準の保育料については7割程度でやってるということで、当然差額が出ます。差額出ますよね。もちろん無償になるけども、その分、国からお金 comes わけですから、来年度からは町も一部持つというような、県も町も持つというようなことですが、ちょっとそのことは別にしてね、そのことも含めてでもええんやけど、1年単位で、平群町がこれまで集めてる金だったら、6,000万から7,000万ぐらい保育料ですよ。それが、今度、3歳から5歳については全く徴収しないわけですから、当然徴収しない分減って、それから、国から来る分については、当然国基準の保育料で補助されるというか、交付されるわけですから、そこには差が出ますよね。その差は幾らになるのか、その点どうですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

国基準と町基準の御質問です。今回、今の現状で保育料のほう、計算させていただきましたら、今度、無償化が274名ってということで試算をさせていただきましたら、1年間で3,950万円になります。国基準は、基準の価格が高いので、それで計算させていただきますと7,162万円、その差が約3,212万円ってということで、試算上ではこのような数字になってます。臨時交付金、交付税ってということで、財源措置なので、県のほうに確認しますと、まだ現在のところ、どうなるかっていうことは示されていないような状態になってます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

試算したら、倍以上やね。7,162万円にも、国基準だったらなるわけですね、その分だけで。これは、もちろん北幼稚園も入ってるの。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

こども園だけの数字になります。274名の無償化の対象者だけになります。

○議長

山口君。

○7番

このとおりは、もちろん国からは来ないでしょうけども、ただ、平群町にとってはその分、これまで幼児教育、就学前教育に使ってた分が浮くということですから、その使い道については、やっぱり子どもたちに使っていただく、それが基本だというふうに思います。これは付託議案ですから、そちらでも議論していただければいいと思いますけれども、そのことは、今回、余りにも平群町は新しい制度で、国基準、そのままやってるっていうのは、私はちょっと、子育て全国1位、奈良県1位って言ってるんだったら、ここで工夫が必要ではないかなと。

ちなみに言いますと、3日ほど前の新聞に載りましたけども、田原本町は、副食費も主食費も全部無料にして、完全無料化をすると、3歳以上ですけども、来年1月に町長選挙があるから、それもあるんでしょうけども、どっちにしてもね、その辺はもうちょっとね、町独自の色出す努力しなさいよ、町長。こんなもんね、こういうときこそ色出して、新聞に載せてもらわないと、平群町を売り込まないとというふうに思います。

それと、さっきの議案になるので、ちょっと聞きにくいんですけど、主食費、生活保護、ゼロにしましたよね。これはいいことだと思うんですが、ついでに、もうこれは質問じゃないですけど、それだったら、小学校、中学校と同じように、準要保護世帯についてもですね、主食費ゼロにされたらどうですか。このことは提案しておきます。また委員会で稲月議員にしっかり言ってもらいますので、お願いします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。



「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

午後２時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時31分)

再 開 (午後 2時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

税務課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。税務課長。

○税務課長

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

午前中の井戸議員さんからの質問で、マイクロカーはグリーン化特例の対象となるのかということでございますが、マイクロカー及びミニカーにつきましては対象外でございます。

また、養育費は所得に入るのかという質問でございますが、これにつきましては、所得には入りません。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長

続きまして

日程第２２ 議案第５６号 平群町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第５６号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

ちょっと後学のために教えてほしいんですけど、成年被後見人または被補佐人の、被補佐人の「補」やけどね、これ、この議案のあれには「補う」って書いてあんだけど、事前説明のときには保険の「保」、「保つ」という字、どっちが正しいの、これは。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

申しわけございません。正しいのはですね、にんべんのほうが正しいということなんですけども、申しわけございません、本条例のほうの漢字がこの漢字を使っておったということで、今回、申しわけございません、訂正とさせていただきます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第56号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第 2 3 議案第 5 7 号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第 3 号）  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第 5 7 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

まず、最後に説明あった、駅周事業に絡んだ清算交付金 2 億円、これ、いつ入るんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。そこまでちょっと、まず、今回の補正で上げさせていただきました、清算金の未収分ということで、今回、予算計上させていただいております。当然、収入の見込める時期につきましては、まだちょっと確定をしておりませんので、今後、区画整理組合のほうとも調整しながら、時期のほう、確認をしてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、今年度末までの事業期間となっておりますので、その辺も踏まえた上での協議はしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○ 7 番

いつ入るかわからない、去年は 4 億 8 0 0 万ぐらいやったけど、2 億 8 0 0 万しか入らなかったということで、実質単年度収支、辛うじて黒字になる予定が、赤字になったということですよ。今度の議会でしか、この 2 億円、上げられへんから、もちろん上げてるんだと思うんですが。

それと、今回の補正、基本的には、前年度の実質収支の繰越金、それに、地方交付税の普通交付税が 1 億円近く予算よりふえたと、一方で、臨財債がちょっと減ってますけども、9, 0 0 0 万以上ふえてるということですよ。それにこの 2 億円。それらで、要するに、歳入超過になった 3 億 8, 0 0 0 万で、未確定財源、5 億何ぼのやつを消しに行くということなんですよ。ということはですね、ちょっと決算のときに聞こうと思ったんですが、今年度のことなんで、この補正のところで聞きますけれども、町の財政シミュレーション、毎年

つくっていただいています。今の時点で、一番最近つくったのが、2月5日の全員協議会に出していただいたものだと思うんですけども、そのときの今年度の実質単年度収支は3億7,700万円の赤字となっていたんですね。それは当然、今言った駅周の清算交付金2億円は、もう去年のうちに入ってるはずですから、もちろん見込んでなかったということになるんですけども、しかし、そういう予想だったんですが、今現在の、その後のですね、昨年度の決算結果、それから今年度の予算から見た、要するに今年度の財政シミュレーションっていうのを大まかに考えるならば、今の段階で、未確定財源はもともと、土地売払分を入れれば6億円あったのがですね、既に2億円、清算金で入ってくる、同時に交付税も1億円近くふえてる、そういうふうに見ていくと、最後に不用額がもちろん出ますから、昨年度はもうめちゃくちゃな不用額になってますが、実際的に、この間の経過を見ると、大体2億から3億円程度の不用額が出ると、2億円ぐらいは出るだろうということになればですよ、大体収支としてはとんとんとなるような見込みに見えるんですけども、財政担当のほうでは、その辺、どのように見ておられるでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。財政シミュレーション、今後の推移という部分でございますが、2月の5日に財政シミュレーションのほうをお示しをさせていただきました。その後、決算、いろいろ金額的なものを含めて、紆余曲折ございましたが、そのときにシミュレーションで、今申されたように、単年度収支、3億7,700万程度の赤字の決算でお示しをさせていただいたところでございます。

今回、ちょっと内部的なものでございますが、ざっくりと今年度の決算を受けた形でシミュレーションをしたところ、31年度の収支見通しの部分では、今、議員おっしゃられたように、ほぼとんとんかなと。ちょっと財政課のほうの試算でございますが、300万程度の実質収支の黒字、単年度につきましては赤字ということになりますけども、実質収支としては、とんとんのシミュレーションになるのではないかなと、すみません、31年度でございますが。

ただ、ここに見込んでないところでございますが、駅周事業、いろいろと今後の財政出動等がございます。当然、今、一番財政当局懸念しておりますのが、保留地の処分にかかわります差損分というのが発生をすることによってございますので、その部分については、今現時点では、金額のほうも確定をしておりますので、シミュレーションの中には反映させてないと、その上での財政シ

ミュレーションではほぼ、31年度は収支とんとんぐらいかなというのが見通しというところでございます。

○議長

山口君。

○7番

去年出て、今年度の予算で、駅周事業絡みで、町の単独補助金という形になってますけど、2億円、これについては、この間、説明ではですね、何とか事業として上げてですね、起債でやりたいということでしたけども、そのめどは立ったのかどうかというのと、それから、保留地処分についてね、今年度、事業終わりますから、当然それ、どうするかっていうのは、また新たな課題として出てくるんでしょうけども、保留地が減ってるということであれば、当然、保留地が狭くなればですね、平米当たりの単価差が大きかっても、掛ける広さですから、当初予想してた7,000平米よりもずっと減ってるということであればね、その辺の負担は当然、町の、要するに、そこでの損失の負担は減るということになると思うんですが、その点、どうか。

それと、同時に組合自体の、その保留地処分の損失補填は町がするとしてですね、それ以外に赤字が出た場合にどうするのか、そこについては、当然、今年度しまいをするのであればですね、そこも組合のほうで全部持つんだったら、別に何ら関係ないですけども、町のほうは、それも含めて損失補填をするのかどうか、そこんところはどのようになっているんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。3点いただいたところで、まず1点目の、今年度予算で、駅周事業絡みということで、2億円の単独費の補助金ということで計上させていただいております。予算書上は単独補助ということで、裏財源を充てておりませんが、当然何か事業化ということも踏まえて、地方債当たらないかということは、今、鋭意検討しております。まだちょっと確定ではございませんので、何とも言えんところがあるんですけども、基本的には、なるべく地方債を充当しながら、財源措置をとっていきたいというふうに考えております。

ただ、この起債につきましても、例えば交付税算入があるような起債ではございませんし、事業費の75%が充当率になってございますので、2億円の補助ということでも、起債の借入額の限度というのが1億5,000万になります。申し上げましたように、交付税算入ございませんので、単なる資金の調達

という部分でございますので、その辺はうち、平群町におきましては、かなり将来負担比率も高うございますので、その辺、ちょっと勘案しながら、考えていきたいというふうには考えております。起債充当については、鋭意協議はしておるといところでございます。

2点目の保留地の部分でございますが、当初、今おっしゃられたような数字、7,000平米、8,000平米と言われる数字で、平成18年の当初やったと記憶してるんですけども、5億円の債務保証というのを上限に、債務負担をしてるといところでございます。当然保留地につきましても、今、財政つかんでるところでは、三千数百平米というふうになっておりますので、当然その上限からしたら、減ってくるのかなというふうには思っておりますが、どの程度になるかっていうところまではまだちょっと、実際に保留地が売れてみないとわからない部分もございますので、そういった状況かなというふうには思っております。

次に、これ以上の赤字分なり補填はあるのかというところなんですけども、この間、特に2億円の町単の補助を出させていただくときに、駅周ともいろいろと、組合のほうとも協議はさせていただきましたが、それ以上の赤字分というのは、基本的に我々、今のところ、ないのかなというふうには理解をしております。ただ、こういった手合いの事業でございますので、いつどこでどういうふうな費用が出てくるとも限りませんので、そこはちょっと区画整理組合のほうともいろいろと情報交換しながら、確実な話を詰めていきたいなというふうには思っておるところでございます。

○議長

山口君。

○7番

赤字になった分っていうのは、平群町が全部かぶるとい約束になってるんですか。限度額はありますが。いや、そこは確認しとかないと、保留地部分について、その損失分を債務負担するという約束なのか、いや、組合自体の赤字も全て平群町が責任を持つということなのか、そこはどうだったんですか。そこだけ教えてください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今の山口議員の御質問でございますが、この区画整理事業着手前に、当時の、あのころの議会の皆様方も御承知いただいているものかなと思っておりますが、当時の区画整理組合の組合長と平群町長との間で交わした協定書がございます。その

文面でございますが、基本的には、この事業における責任というのは、町が全て持つというふうな文言がなされておるといことでございます。その後、今申し上げました債務負担の部分についても、当然町が負担をすべきものの内訳の中で、保留地の差損分については、それもあわせて持つということが、その確約書、覚書の中で文言として明記がされておるのかなというふうに理解はしております。

ただ、今、もうこういうふうに事業終期の時期ですし、財政当局といたしましては、非常に今、財政状況厳しい折でございますので、そういった負担がなるべく出ないようにということで、組合なり担当課のほうともいろいろ協議はしておるようなところではございます。

○議 長

山口君。

○7 番

それは、出ないようにしてもらうのが一番いいわけですし、いや、その辺、ちょっと整理しとかなないと、しまいするに当たって、いろいろもめてもだめですし、住民側から見れば、ある程度組合で責任持つところはきちっと責任持ってもらわないと、何でもええから、金足らんねやから、全部平群町がっていうのは、やっぱり事業としてはおかしいと思いますし、事業そのものは組合が主体でやってきてるわけですからね。聞くところによるとですね、駅前の、この前、町開き、ありましたけども、あそこに石碑置きましたよね。あれが数百万するとかね。そんなん住民が聞いて、ええっていう話ですよ。2億円、何か足らんようになって、補助金出すということになってんのに、そんなとこに金使ってるっていう話になるんで、ちょっとそこはきちっとしてもらわないと。組合というたって、平群町が一番の地主ですし、理事長が町長ですから、その点ね、町長の責任として、やっぱり組合のほうにもですね、きちっとしてもらわないといけませんので、そのことは重々言っておきます。また、どっちにしたって、駅周については今後、また特別委員会や全員協議会、その他の機会ですらね、また議会で議論する機会もふえてくると思いますので、その辺はしっかりと考えていただいて、やっていただかないと、組合の皆さんにもやっぱり責任持ってもらわないと、自分たちの町をよくする、平群町全体もよくなるにしたって、できるだけ組合としての責任の中で回すというふうにしていただくというのが一番いいことですから、そのことは強く申し上げておきます。この件は結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○ 8 番

7 ページの地方交付税が 9, 200 万少しふえてるんですけども、ふえた理由が当然あるかと思うんですけども、その辺のことを御答弁ください。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

森田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

交付税の増額という部分でございます。交付税につきましては、いつも説明を申し上げておりますが、基準財政需要額から収入額を引いたものが交付税でございます。その中で、平群町の場合、今年度の算定の基礎となりますのが、やっぱり人口減少に伴う交付税が一定の配分を受けたのかなという部分、あと、平群町の場合、他所よりも、ほかの自治体よりも高齢化が進んでおるということでございますので、そういった保健衛生費用について、一定の配分がいただけたのかなというふうにはまず思っております。その他、今、高齢の部分、申し上げましたが、75 歳以上の人口も伸びておるということも踏まえまして、そういうふうな、いわゆる社会保障関連の費用が、いわゆる個別単位費用の中で見ていただけたというのがございます。

それと、あと、基準財政収入額のほうでございますが、これ、予算上の話かなというふうにはちょっと思っておるんですけども、当初見込んでたよりも、例えば税収であったりとか、そういったものが、若干当初の見込みよりも、いわゆる基準財政収入額のほうが少し下がったということなので、その差でございますので、その結果として、交付税がふえたかなというふうなところでございます。重立った要因としては、そういうふうには分析しております。

○ 議 長

森田君。

○ 8 番

それと、各目ですすね、人件費の削減が多々あったように思うんですけども、一般会計ですすね、人数的に何名減ってですすね、金額的に、当初予算より何ぼ減ったのか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

金額的にはですすね、合計で 1, 091 万 7, 000 円の減額というふうになります。内訳としましては、給料ということでマイナス 842 万 6, 000 円、職員手当でプラスの 22 万 6, 000 円、共済費でマイナスの 121 万 7, 0



00円、退職手当組合の負担金でマイナス150万ということになります。

人数的には、予算の積算した人数からのマイナスという形になるんですけども、3名ということで見込んでおります。

○議長

森田君。

○8番

今ですけど、いつ時点の話なんですか。この削減とか、人数的な話ですね、いつ時点の話なんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

予算積算の時期にしましては、昨年の秋、10月、11月、12月、このあたりなんですけども、今回につきましては、6月に人事異動を行いました。この時点の人員ということで、御理解をお願いします。

○議長

森田君。

○8番

9月以降、何か観光産業課で職員が1名おやめになったって聞いてるんですけどね。本当にオペレーションできるんですか、職員が減って。仕事を減らさない限り、私はオペレーションできないと思うんですね。住民サービスを落とさない限り。その辺、町長、どういうふうに思っておられるんでしょう。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

職員については減っていったるってということで、第2次行革っていう関係もあります。そこはちょっと、私どもとして、その面では努力してるってことなんですけども、先ほどおっしゃられましたとおり、仕事についてはなかなか減らないというのが、これ、現実でございます。言われましたとおり、できるだけ、無駄な仕事はないと思うんですけども、新たな事業であるとか、そういったものについてはできるだけしないように、財政的なことも含めまして、人員でいける範囲ということでは考えております。ですんで、臨時的任用の方も含めまして、効率的に事業が回るように、鋭意努力してるところでございます。

○議長

森田君。

○8番

国も働き方改革、言ってますのでですね、その辺のことも踏まえて、きちんと適材適所、言うたら、必ず返ってくる、人事の話すると、適材適所という話が返ってくるんですけども、人数が減れば、当然住民サービス、私は落ちるんじゃないかなというふうに危惧しておりますんで、その辺のこと、注意していただきたいというふうに思います。

それとですね、文化センターの請負契約、452万2,000円ふえた、このうち、3点ほどお聞きしますが、地下構造物の撤去というのは、どこの撤去を言うてるのか。

それと、2点目、近鉄路線の既存ネットフェンス、擁壁撤去、近鉄側の線路側にそういう安全策がなければ困るんじゃないかなと思うんですけど。

それと、もう1点、舞台ピットの浸水防止装置、こんなん普通であれば、ピットに防水を普通は施すのが一般的だと思うんですけども、ちょっと専門的になって申しわけないんだけど。

それと、その他設備の変更、主なもの、189万のうち、何がふえた、何が主なものがあるんでしょうか。その辺だけ、4点かな、お尋ねします。

#### ○議長

教育委員会総務課参事。

#### ○教育委員会総務課参事

ただいま、文化センターの増額部分について御質問いただきました。まず最初に、542万3,000円のうち、本体工事の増分ということで、452万3,000円でございますけども、この分については、増額分と減額分を合わせて、差し引き、こういう結果になったということで、まず最初に御説明申し上げます。

増額の要因、地中の構造物ということでもありますけども、これは、基礎工事の掘削するに当たってですね、地表面から約2メートルほど掘ったところにコンクリートの塊があってですね、それを撤去しなければ、基礎ぐいの掘削ができないというところで、撤去をしたところでございます。

二つ目の近鉄の線路側の既存ネットフェンス、擁壁等々でございます。この部分については、現場を設計するに当たってもですね、近鉄と町との境界について確認もしておいたわけでございますけども、一部ですね、近鉄との境界に沿った構造物がありまして、その構造物が、平群町がつくったのか、以前に近鉄がつくったのか、どちらが所有かというのがちょっとわからないところがございました。その辺についてですね、工事を始めるに当たって、近鉄と発注者側で協議というか、現地を立会したところですね、境界をまたいでいる構造物、境界に沿っている構造物というのがわかりまして、現地立会の結果も含めて、

必要な部分は町側で撤去すると、そのようにしたところがございます。

3番目の舞台ピットの浸水防止対策、この舞台ピットといいますのは、大ホールの一部に床が下がる部分がございます。下がるのが、約80センチほど下がるんですけども、その80センチ下がる床をつくることによって、下がる床の周りにコンクリート擁壁を打つと、そういうことになるわけがございます。それで、設計において、現場の状況、ボーリング調査、当然するわけですけども、あの現場については水量が相当あると、水量が非常に多いということで、当初のコンクリート擁壁の内側に浸水防止対策ということで、当然防水処理を行ったわけがございますけども、現場に入って掘削をするとですね、予想以上の水量があって水圧が非常に高くなっておると、そういうことがございましたので、当初設計のままでは、内側防水だけではピットへの浸水を防ぐことができないかもしれない、そういうようなことが懸念されましたので、ピットのコンクリート擁壁の外側にもですね、改めて浸水を防止する壁をつくったと、なおかつ、コンクリートピットの外側そのものにも二重の浸水対策を施したということで、増額になっているところがございます。

あと、4点目のその他設備の変更に伴う増ということですが。これについては、1階の中会議室に簡易なシステムキッチンを置いておりますけども、そのシステムキッチンの仕様変更による増額、あるいは2階の倉庫の一角にですね、住民さんにコピー機等の利用をしていただくために、よりうまく使っていただくために間仕切りをつけたりとか、あと、2階の自販機の場所をちょっと変更したことによる電気、水道の追加、あと、大ホール関係の扉のストッパーなんですけども、これは、建築基準法等の関係もございまして、火災時の延焼防止対策ということで、大ホールの扉のストッパーの設置数を、北側から南側に移して、箇所も2カ所から3カ所にふやしたと、それが主な要因でございます。

○議長

森田君。

○8番

地下構造物ってね、これ、きっちり撤去して、組合から町に引き渡してもらわないといけないんでしょう。じゃないですか。これ、町の土地のところの構造物なんですか。普通であれば、組合がきっちり地下構造物を撤去して、換地であればですよ、そうする行為をしてもらうのが一般的だと思うんですけども。

それとですね、今、近鉄のネットのところ、私、聞きたいのは、撤去するのはいいんですけども、安全かどうかという確認をしたかったんです。

それと、地下ピットですね、これと同じようなこと、エレベーターのピットもあると思うんですけど、エレベーターのピットは問題ないんですか。普通は

内側だけ、一般的に言うと、内側だけしか防水しないと思うんですけど。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

再質問にお答えしたいと思います。

地中の構造物なんですけども、場所的にはですね、敷地の割と線路寄りのところにコンクリートの塊がございました。もちろん私もですね、こういったコンクリートの塊があるということの連絡を受けましてですね、現地も見てるわけでございますけども、もともとですね、当然コンクリートの塊があったんで、そこに何らかの構造物があったということは推測できるんですけども、一体いつの時期にそのコンクリートの塊がつくられたのかということが、やはりちょっと断定もしにくいと、確かにその近辺にはですね、建物とかの構造物があったとは思いますが、果たしてその構造物がですね、コンクリートの塊がこの建物のコンクリートであると、そういう断定が非常にしにくい、現場のほうにも確認しましたら、非常に判断迷うところがあるということでございましたので、町のほうで撤去するという事になったわけでございます。

それと、近鉄の線路側のネットフェンス、既存のフェンスを撤去したということで申し上げましたが、組合側のほうでですね、線路際に新たな水路とネットフェンスを設置されておりますので、安全上は問題ないというふうに思っております。

それと、エレベーターの件でございます。エレベーターについてはですね、舞台ピットが80センチほど下がりますけども、そこまで地盤から下げる必要はないので、現場のほうからは、エレベーターの装置を置くことによって、浸水対策が新たに必要になるというようなことは聞いておりません。

○議 長

森田君。

○8 番

地下構造物ですけどね、いつつくったか、そんなこと、私、聞いてないんです。土地を組合から平群町が換地を受けた場合ですね、きっちりそういうものを撤去して、町が引き受けるのが一般的だと思うんですよね。金額は、私、知れてるからという問題じゃないと思うんです。私は、そういうことで、組合から町に移管を受けるときは、きっちりそういうことになってるんじゃないかなと。町の駅周担当も、そういうことは御存じだと思いますので、それは確認をしていただきたい。

近鉄のネットの件ですけども、もうこれ、先に撤去してるんじゃないですか。

今つくってるということであればね。私、わかりませんよ、いつつくったか。組合がネットつくってるのであれば、潰さないと、つukれないじゃないですか。

それと、エレベーターのピットですね、大体建築仕様のスピードとか、そういう関係で、1. 2メートルぐらい一般的にあると思いますよ。これより深いと思いますよ。1回調べといてください。それ以上深く言いませんが。金額は、私、知れてるので、当然この金額、追加工事は当然出てくるというふうに思うんですけどもね、やっぱりきっちり説明がつくようなことにさせていただきたい、議会に対しても、それだけお願いしておきます。

○議 長

答弁いいですか。

○8 番

はい、結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第57号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第24 議案第58号 令和元年度平群町介護保険特別会計補正予算

(第2号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第58号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

いろいろあるけど、結局、6月議会で補正した低所得、保険料1段階から第3段階までの保険料の軽減、これについては、軽減、これ、700幾ら出てますけども、これについては全て国、県、それから町からですね、介護保険会計に入るんで、歳入歳出同額でチャラと。今回の補正で変わってくるのはですね、前年度の繰越金、要するに、平成30年度の黒字6,486万9,000円、これが基本的に繰り越されて、繰越金で入って、過年度、昨年度の精算金、払うのと、もらうのありますけれども、払うほうが大分多いということで、その分を引いた5,723万6,000円を基金に積み立てるということですよ。その合計が3億9,788万6,000円になると。もうほとんど4億。一緒に資料出してもらってる基金の状況を見るとですね、介護保険給付費準備基金、令和元年度末、4億2,641万9,000円って、こうなってるんですが、だから、この金額ということは、今年度、予算で既に3,000万の基金の積み立てを見てるということなんですよ。だから、これ、ここに、実際そうなるかどうかは別にして、そう見てるわけですよ。それで、今年度、まだ途中ですけれども、今の段階で、今年度の介護保険特別会計について、収支どのように見てるのか、今の段階でどう見てるのか、説明していただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今の段階の見通しっていうことの御質問と思います。当初計画してたよりは、実際、給付費のほう下がっているような状況にあります。結果的に見ますと、高齢者人口、認定者状況はふえてるという状況の中で、給付費が下がってるということですので、その結果、基金がふえてるということで、その原因としましては、健康に意識された方が多いかなということも一理あるかなというように考えてるところでございます。

これからも、介護予防についてはこのような事業をしていきますので、同じような、今回、30年度決算で出たような給付費が続くだろうと、そのよう

に思っているところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

もともと7期つくったときの給付費総額と、予算段階での給付費総額って全然違うんですよ。ほんで、保険料はですね、計画で立てた給付費総額で保険料取ってるんですよ、23%ね。でも、実際、もう去年、要するに、7期の1年目の30年度から予算上の給付費総額のほうが圧倒的に少ないし、実際、それよりも実態は少なくなってるわけ。今年度もどうかって、もう出てるでしょう。出てるって、ある程度わかるでしょう。だから、初めから、予算組む段階から黒字になってるんですよ。言っときますけど、3年間で1億5,000万の赤字出さないとだめなんですよ、計画では。それが、2年間で、この予算どおりなら、3,000万の黒字、去年も6,000万の黒字、2年で1億出してるんですよ。最終年度でとんとんになったって、予定より2億5,000万も保険料取り過ぎたことになるんですよ、簡単に言えば。いや、だから、どういうふうに見てるのかっていうのを見たいわけですよ。何で、じゃあ、消費税上がって、1号から3号までの軽減されるんですか。払うの大変やって、国も思ってるからでしょう。ほんで、平群町、こんだけ基金持ってるんだったら、第1段階から第3段階だけじゃなしに、4段階以降も引き下げるとというのが大事やと、これは前から言ってるわけですけど、このことはまた決算でも言いますけども。

もう1点だけ聞きます。第1段階から第3段階まで下がって、もう既に4月から実施ですから、特徴については、仮徴収終わった後の本徴収では相当下がると思うんですね。この辺の通知については、本人には知らせてるんですか。広報とかには載せてると思いますけど、その点はどうなんですか。本人には、もうそれは天引きの段階でわかるのか、そうか、年金機構のほうからそういう通知が行くのか、その辺はどのようになっているんですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

多分改定して、下げた分は通知はしてると思いますけど、今、いつにどうなったかというのは、資料はございませんので、申しわけございません。

○議 長

山口君。

○7 番

またちょっと、じゃあ、後でわかるようにしてください。それで結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第58号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きます。

日程第25 議案第59号 平群町道路線の廃止について

日程第26 議案第60号 平群町道路線の認定について

以上2件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第59号 議案第60号 提案理由説明

○議 長

これより議案第59号、議案第60号に対する質疑に入ります。ございませ  
んか。

「なし」の声あり

○議 長



ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより議案第59号 平群町道路線の廃止についての討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

これより議案第60号 平群町道路線の認定についての討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第60号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第27 議案第61号 (仮称)平群町文化センター・図書館建設工事  
の変更請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第61号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第61号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第28 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める  
ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和元年9月3日提出

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴畑 2 1 5 4 番地

氏 名 五十川史一

生年月日 昭和 2 6 年 4 月 2 8 日

以上でございます。

○議 長

続いて、町長の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました諮問第 3 号の人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。五十川史一氏は、平成 2 9 年 1 月より人権擁護委員として、地域社会の福祉向上のため、御活躍をいただいております。引き続き人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の意見をいただきますようお願い申し上げて、説明とさせていただきます。

○議 長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

3 時 4 0 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3 時 2 5 分)

再 開 (午後 3 時 4 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

福祉課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。福祉課長。

○福祉課長

すみません。貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、介護保険の引き下げの周知についてということで、特徴、普徴ともに、7月に決定通知とあわせて、周知のほう、させていただいてます。特徴分、仮徴収してますので、4月分、6月分、もらい過ぎた分については8月から調整して、引き落としで徴収させていただいております。

以上でございます。

○議 長

日程第29 認定第1号 平成30年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定第2号 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第31 認定第3号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第32 認定第4号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第33 認定第5号 平成30年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第34 認定第6号 平成30年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第35 認定第7号 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第36 認定第8号 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第37 認定第9号 平成30年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第38 認定第10号 平成30年度平群町水道事業会計決算の認定について

日程第39 認定第11号 平成30年度平群町下水道事業会計決算の認定

について

以上 11 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。認定第 1 号から認定第 9 号までの提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者

認定第 1 号 認定第 2 号 認定第 3 号 認定第 4 号 認定第 5 号 認定第 6 号 認定第 7 号 認定第 8 号 認定第 9 号 提案理由説明

○議長

続きまして、認定第 10 号、認定第 11 号の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

認定第 10 号 認定第 11 号 提案理由説明

○議長

ここで時間延長。午後 7 時までといたします。

続きまして、監査委員から監査結果の意見を求めます。下中監査委員。

○監査委員（下中一郎）

それでは、一般会計及び特別会計決算審査の結果の報告を申し上げます。

平成 30 年度の平群町一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況について、本年 7 月 25 日から 8 月 19 日まで審査を行い、町長に対して意見として提出させていただきました。

決算審査意見書については、既に皆さん方のお手元に議案と一緒に配付させていただいておりますので、概要につきましては、簡略に御報告させていただきます。審査方法については、各決算書及び決算附属書類などが関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合、確認などの手続を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算は、いずれも諸規定に準じて適法に作成され、計数は適正に処理されていることが認められました。なお、各会計の予算の執行及び事務処理等についての審査は、毎月実施しております例月出納検査などの結果を参考に審査を行いました。

決算審査意見書の 1 ページから 33 ページまでは、決算の概要、一般会計及び特別会計の歳入歳出状況の年度別・項目別明細並びに基金の運用状況等について記載しております。

次に、34 ページから 36 ページには、結びとして、監査委員の意見を述べさせていただきます。

結びといたしまして、一般会計における収支状況は、実質収支は黒字となり、

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は赤字となっております。

歳入においては、歳入総額に対する自主財源の比率は31.5%で、構成比全体では依然として低い状況にあり、今後も、自主財源の根幹をなす町税については、未収金の発生の防止及び徴収体制の強化に引き続き努力されるよう要望するとともに、各種分担金、負担金、使用料、手数料等については、受益者負担の原則に基づき、負担の適正化を確保するように努めることを要望いたします。

一方、歳出については、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は98.9%となり、財政構造はさらに硬直化しているため、今後、新たな町債の発行を極力抑え、義務的経費も含めた歳出全般の抑制に努め、町債残高全体の縮減を図ることに留意しなければなりません。

特別会計では、各会計を総括すると、住宅新築資金等貸付事業特別会計を除く各会計は、収支同額もしくは黒字となっております。国民健康保険特別会計は、税率改正の実施に伴う安定した保険税収入や、被保険者数は減少したものの、全体的な収支改善が図られた結果として、平成30年度は黒字になったものの、1人当たりの医療費は上昇しており、また、被保険者数の減少による保険税収入の減少が懸念されることから、安定した財政状況が続くとは言い切れません。今後、財政運営主体となる県と十分協議され、持続的に安心して医療を受けられる財政基盤の確立に努めていただきたい。

まとめとしては、今後さらに進展する少子・高齢化、人口減少社会において、本町の自主財源の根幹である町税に大きな伸びが見込めない反面、長期間にわたり公債費の償還額が約11億円を超えるような厳しい財政運営が続く中、常に行政総体の事務事業について検証を行い、限りある財源の中で有効かつ必要な施策のみ選択をし、取り組むことが必要不可欠であります。

また、令和元年度に完了予定の平群駅西特定土地区画整理事業において、保留地処分に対する損失補償費の負担など、今後、多額の財政出動が見込まれることから、赤字団体への転落も危惧されているところであります。

そのような中でありますが、一昨年に策定した平群町第2次財政健全化計画を着実に推進することと、さらなる財政健全化に努めることを念頭に、住民負担を極力抑え、行政内部の改革を最優先することを前提とした内部改革により、この危機的な財政状況を乗り越えていただきたい。

あわせて、全ての事務事業においては費用対効果の向上が重要であり、財務マネジメントの強化が必要です。常に町民の皆様に対して行政コストを説明し、可視化ができることを前提に事業を進めるよう意識改革を行い、著しく不採算

な事業や住民負担の不均衡な事業については、見直しや廃止を行う決断が求められております。

今後、全ての事業に対して、事業内容を精査し、現状に見合った必要性の可否や事業ごとに成果の検証や執行方法の見直しを行うなど、全ての事務執行が形骸化することなく、常にコスト意識を持って適正かつ効果的な予算執行を行うことを心がけ、この難局を乗り越えていただきたい。

また、37ページ以降については、決算審査の資料をつけさせていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

続きまして、公営企業会計決算審査の結果を報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成30年度平群町公営企業会計決算の審査結果につきまして、御報告させていただきます。

審査の意見書につきましては、議案と同時に皆様方に配付させていただいております。

審査の概要は、その中の1ページに書かせていただいておりますように、本年6月25日から7月25日までの期間、審査に当たりました。また、水道庁舎において、所要の現地審査も行いました。さらに、毎月実施しています例月出納検査の検査事項も参考にしながら審査をいたしましたことをあわせて御報告させていただきます。

審査の結果につきましては、地方公営企業法及び関係法令の規定に基づき、おおむね適正かつ正当に処理されていたことが認められました。

なお、11ページ並びに25ページに結びとして記載しております。

次に、決算審査内容の概要につきまして、平群町水道事業会計より、簡潔に御報告を申し上げます。

平成30年度の給水人口は1万8,812人と、前年度と比較して150人減少となっており、給水件数は8,013件で、前年度と比較して62件の増加となっております。また、年間総配水量は225万9,604立米で、前年度に比べて9万4,700立米の増加、有収水量は188万7,619立米で、前年度に比べ1万9,146立米の減少となっており、有収率は83.5%で、前年度と比較して4.6ポイント低下となっております。

給水収益は3億9,580万6,405円と、前年度と比較すると182万153円の減少となっております。さらに、営業外収益や営業費用及び営業外費用並びに特別損失をそれぞれ計上した結果、8,407万2,811円の当年度純損失となっております。前年度繰越利益剰余金2億216万647円と合わせて、1億1,808万7,836円を翌年度への未処分利益剰余金として処

理されています。

その要因としては、特別損失で県営水道転換に伴う槻原浄水場解体撤去費用として1,239万5,160円の執行及び平成26年度制度改正に伴う減価償却費の修正等で5,592万4,589円が前年度より増加したことによることが主な要因であると考えられます。

今後とも、平成29年10月より県営水道100%の受水を開始したことにより、各施設の更新に伴う費用が削減されていく中で、解体撤去費用等のさらなる費用負担が発生することになります。また、水道施設の老朽化に伴い、施設の維持管理費用がさらに必要となることから、さらなる削減に努めるような、公営企業としての経営改善が強く求められることを指摘し、決算審査として次の事項を述べます。

まず、1番目に、収益においては、人口減少や住民の節水意識の高揚等により、水道料金収入が年々減少する一方、費用においては、高度成長期に布設した多くの水道管や施設が耐用年数を迎えることにより多額の費用が発生することが予想されるが、引き続き良質な水道水の安定供給を行うためには、将来の財政負担の軽減を図るなど、水道事業の健全なる運営のために、これまで以上に経費節減と効率的な事業運営に努めていただきたい。また、現在、令和8年度をめどに、県域水道一体化に向けた取り組みをされておりますが、今後、十分な検討や議論を重ねていただき、本町にとってもよりよい統合が実現できるよう努力されたい。

2点目として、水道料金の徴収については、町水道料金と滞納整理事務取扱要綱に基づき、事務を執行されており、徐々にではあるが、給水停止の執行等、改善に向けた努力がされているが、しかしながら、平成30年度末の過年度分、現年度分を合わせた未収金は1,305万8,086円を計上しており、今後も誠実な水道利用者の負担の公平性の確保のために、新たな未収金の発生防止と未収金の回収に努力されたい。

本水道事業も、今後、新たな時代の転換点に立たされているが、住民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであることから、住民が安心して、おいしく飲める良質の水道水の安定供給と確保を第一の目標として、平群町水道ビジョンについても適時見直しを行いながら、今後予想される経営上の諸問題を適切に対処しつつ、なお一層の経費縮減に努めると同時に、健全な財政状態を維持していかれることを望むものであります。

次に、平群町下水道事業会計より、簡潔に御報告を申し上げます。

下水道事業については、平成30年度から地方公営企業法の財務事項に関する規定を適用し、公営企業会計へ移行し、当年度初めての決算となります。



平成30年度の処理区域内人口は1万266人と、前年度と比較して252人の増加となっており、水洗化人口は9,624人で、前年度と比較して252人の増加となりました。また、年間有収水量は102万8,016立米で、前年度と比べ1万3,990立米の増加となっております。

下水道事業収益は3億1,905万5,372円に対して、下水道事業費用は3億8,121万8,383円となるため、収支差し引きすると6,216万3,011円の純損失で、当年度未処理欠損金として翌年度へ繰り越すこととなります。この純損失については、公営企業会計へ移行することにより、現金収入及び現金支出の発生しない項目として、収益的収入で長期前受金戻入1億7,124万4,032円を計上し、収益的支出で減価償却費として2億3,368万5,457円を計上していることが要因となります。

今後も、下水道事業においては、事業の推進や施設の老朽化に伴う更新工事が必要となりますが、徹底した経費の削減を図るほか、公営企業として、効率的かつ安定的な事業改善を求めることを指摘し、決算監査として次の事項を述べます。

1点目、平成30年度より、経営内容の透明化及び使用料の適正化並びにコスト管理の縮減を目指して、地方公営企業に移行し、独立採算の形態で事業を運営することとした下水道事業会計であるが、資金面においては、特別会計のときと同様に一般会計からの繰り入れに加え、水道事業からも運営資金として一時借入れを受けるなど、厳しい状況にあることから、経営状況を的確に分析し、健全な財政運営に取り組むこと。

2点目として、下水道使用料は、下水道を経営していくための重要な財源であり、下水道施設の維持管理経費は、下水道使用料で賄うことが原則であり、使用者負担の公平性を図るためにも、使用料を安定的に確保し、確実に収入していくことが求められる。今後も、未納者に対する債権管理を的確に行い、収納対策の強化及び未接続者への普及活動に努めていただきたい。

最後に、下水道事業は、安全で快適な住民生活のために、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川などの水質保全、市街地への浸水防止のため、計画的な整備の推進と適正な維持管理を図り、住民サービスの向上に取り組むとともに、公営企業会計の利点を生かしながら、より効率的な、かつ効果的な事業運営及び健全経営を望むものであります。

以上、監査委員からの決算審査の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長

午後5時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 5 時 1 1 分)

再 開 (午後 5 時 2 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

これより本案 1 1 件に対する質疑に入ります。

まず、認定第 1 号 平成 3 0 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

疲れぎみなので、資料請求。総務費の徴税費の還付金の内容。

それから、衛生費で不燃物処理、全部言ってええの。款ごとにやるの。

○議 長

いや、もう。

○ 7 番

全部。

○議 長

全部というより、四つ、五つぐらいで。たくさんあるようでしたら。

○ 7 番

衛生費の不燃物処理委託料の内容、それから不燃物に係る費用、年度別比較っていうやつね。それから、残灰搬入委託料の年度別明細。し尿運搬委託料の明細。有料ごみ袋の製作実績と在庫状況。とりあえず。わかる。衛生費。

○議 長

税務課長。

○税務課長

資料請求でございますね。総務費の徴税費の還付金ということで、資料請求、資料、出させていただきます。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

資料請求ということで、不燃物の処理委託料の内容について、そして不燃物に係る費用年度別比較、そして残灰搬入委託料の年度別明細、そしてし尿運搬

委託料の明細、そして有料ごみ袋の製作実績と在庫状況、この資料を御準備させていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

農林水産費の有害鳥獣駆除事業の実績。それから、治山事業費の積算と財源内訳。土木費の道路橋梁費、工事請負費の明細と財源内訳。それから、用地購入費の明細と財源内訳。教育費の平群小学校用地購入費の積算明細。それから、南小学校と中学校のエアコン設置事業の年度別経費明細と財源内訳。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

有害鳥獣駆除の実績、それと治山事業の実績、財源内訳等、資料として提出させていただきます。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

道路橋梁費の工事請負費の明細と財源内訳、それから用地購入費の明細と財源内訳、資料、出させていただきます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

資料請求でございます。平群小学校用地購入費の積算明細、明細は、あれですかね、所在地とか面積、そして契約金額とか平米単価の入ったもので。提出させていただきます。それと、南小学校と中学校のエアコン設置事業の年度別経費明細と財源内訳につきまして、資料の提出をさせていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

災害復旧費の箇所ごとの経費と財源内訳。それから、歳入で、個人住民税、収入の均等割、所得割の詳細と納税者数。さらにですね、ふるさと納税の収支明細。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

災害復旧費の中の農地、農業施設災害に関する資料ですね、提出させていただきます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

災害復旧費の公共土木施設災害復旧費の経費と財源内訳を出させていただきます。

○議長

税務課長。

○税務課長

歳入で、個人住民税、収入の均等割、所得割の詳細と納税者数を出させていただきます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

資料請求でございます。ふるさと納税の関係でございますが、収支の明細ということで、31年度分についてお出しさせていただきます。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

私のほうからも資料請求お願いします。民生費の学童保育の関係の定員及び入所の状況、直近の分ですね。それと、指導員の配置の状況。それとあわせて、各学童の1人当たりの保育面積、どうなってるのかということもあわせて出していただきたいと思いますというふうに思います。

それと、あと、こども園の関係でですね、クラス別の園児数、認定別によるものと、及び職員配置、この近々の分を、これは31年の予算のときに出してもらった中身で、今、直近の分を出していただきたいと思いますというふうに思います。それと、あと一時保育、それから延長保育の状況ですね、これがわかるものを出していただきたい。

それと、あと、小学校の関係のトイレの洋式化の状況ですね。31年度は予算組んでなかったんですけれども、今、直近の洋式化の割合が、各学校どうなってるのかっていうのを、すみませんが、出していただきます。お願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

資料請求でございます。学童保育の定員、そして入所の状況、直近ということですね。そして指導員の配置状況、保育面積という資料を提出させていただきます。

それと、こども園のクラス別の人数と職員の配置状況の直近のデータですね。それと一時保育、延長保育の状況、直近の資料ということですね。

それと、あわせまして、各学校のトイレの洋式化率の状況ということですね。資料として提出させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○ 8 番

定住促進のですね、いろいろ推移といいますか、件数と効果額ですね、わかるかどうかわからんですけど、補助金を出してですね、どれだけ効果があったのか、そういうことがお願いできるのであれば、お願いしたいと。

それと、第2次健全化計画が出てるんですけども、進捗状況がわかるものがあれば。

それとですね、いつも申し上げておる土地借上料の明細。

それとですね、今年度、30年度、土地をたくさん取得してるんですけども、135ページの、決算書の、ここに数字がふえてないんですけども、ちょっと精査していただけないでしょうか。ふえてるのがですね、300平米しか土地がふえてないようになってますが、それはちょっと精査していただきたい。

それと、公用車についても、取得区分とか取得時期とか走行距離までわかれば。

それと、公用車の事故が非常に最近多くなってるんですけども、その推移がわかれば。とりあえず。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま森田議員さんのほうから資料請求あった部分につきまして、お答え申し上げます。

まず、定住化促進奨励交付金の推移ということでございますので、ここ何年かの状況を含めて、資料としてお出しをさせていただきます。

また、効果額という部分でございますが、何分、ちょっと新しい制度でございましたので、うちのほうから補助金を出した、ほんで、転入された方がこんだけいらっしゃるという数字と、あと、住民さんということですので、納付

された税額ぐらいが効果になるのかなというふうにはちょっと思っておりますので、ちょっと担当課、税務課のほうと調整して、資料をお出しをしたいというふうに考えております。

次に、健全化の計画と実績でございますが、当然年度ごとに、これ、計画立てておりますので、その計画と30年度の実績値ということで、対比したものをお出しをさせていただきます。

次に、土地借上料でございますが、これも全庁的なところでございますが、取りまとめて、お出しをさせていただきます。

それと、あと、135ページの財産調書等の関係でございますが、確かに30年度の決算におきまして、土地の購入しております。ここの決算調書にも出ておりますが、基本的には公用財産並びに公有財産ということで、30年度に購入したものの土地の明細なんですけども、基本的には道路用地並びに公共下水道に係ります、いわゆるインフラ用地と、あと、大きなものが、いわゆる学校用地、文化センター用地、また将来庁舎用地ということで、それぞれ起因するものが、駅周事業に起因をして町が購入した用地が、かなり高額ではございますが、大半であるということ踏まえまして、ちょっと今回の30年度の調書にはまだ反映されてないというのが状況でございます。当然、駅周事業につきましては、まだうちのほうも、先ほど、補正予算の中でも上程させていただきましたが、清算金の問題であるとか、そういったものもまだ解消されてない、できてないというのもございますし、事業年度が今年度いっぱいということもありますので、この辺につきましては、年度終了後、速やかにこの調書に反映できるように対応してまいりたいというふうに考えております。

それと、先ほど、資料請求の中で、山口議員の資料請求の中で、私、ふるさと納税、31年度というふうに申し上げましたが、30年度の誤りでございますので、訂正のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

資料請求です。公用車の部門ごとの台数、所有、リースの区分、リース料、取得時期、あと走行距離、わかる範囲で提出させていただきます。

あと、それと、公用車の事故件数の推移について、数年間の分を出させていただきますと思います。よろしく願いします。

○議長

森田君。

○ 8 番

先ほど山口議員からですね、道路新設とか、もろもろ出たんですけども、それに付随する鑑定料とか、そういうものも含めてお出しいただけませんかでしょうか。

それと、電力料金のことですけども、これ、新電力導入していただいて、担当の方、頑張ってください、導入していただいたんですけど、そういう電気料金の建物ごとの、指定管理で委託されてる分も使用量と電気料金の推移。それと新電力の効果。それと太陽光発電ですね、たくさん補助金もらって、導入されてるんで、その効果がわかれば。とりあえず。

それとですね、電算委託費のハード、ソフトの、これも例年お願いしております資料も出していただきたい。

それと、職員数の推移、人件費の推移。これ、どういうんですかね、臨時職員も、別ごとの賃金、人件費を含めて、お出しいただけませんか。

それと、休職、産休、育休の推移もわかれば、お出しいただけませんか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

ただいま森田議員のほうから資料請求のありました電算委託料の関係でございますが、全庁的なものを取りまとめて、資料としてお出しさせていただきます。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

電気料金です。建物ごとのここ数年の電気使用量、電気料金の推移、それと新電力導入の効果、建物ごとの効果について、ここ数年の導入効果について出させていただきます。

あと、職員数と人件費の推移ということで、ここ数年分ということで、職員、臨時職員も含めた推移、人件費、賃金の推移を出させていただきます。

あと、それと、職員の休職、産休、育休の推移、これ、わかるような表を出させていただきますと思います。

以上です。

○ 議 長

道路の何か、言うてはった。都市建設課長。

○ 都市建設課長

道路新設改良費の測量設計委託料、それから調査委託料、鑑定委託料、資料を出させていただきます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

太陽光発電、物件ごとのここ数年の発電量と導入効果の資料、出させていただきます。

○議長

森田君。

○8番

それとですね、ホームページのアクセス数ですね、どういう推移しているのかということと、防災備蓄品の、例年、これ、予算のときも出てたと思うんですけども、どのように推移してるのか、どこでどれぐらいのものを保管、今年度された、トータルで幾らなのか。

それと、ペイジー・コンビニ収納の実績と費用を、これ、わかりませんかでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

資料請求です。防災備蓄品の保管場所毎の保管状況の推移について、提出させていただきます。

○議長

税務課長。

○税務課長

ペイジー・コンビニ収納の実績、費用の推移ですか。費用の30年度分でのろしいですか。

「推移」の声あり

○税務課長

推移ですか。出させていただきます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

資料請求のございました、ホームページのアクセス件数の推移でございます。



これにつきましても、何年か分、まとめて、推移のほう、お出しさせていただきます。

○議長

森田君。

○8番

子ども医療費の無料化ですね、これ、なってるんですけども、今年度のことはわかるんです。どのように推移されてるのかということと、それと、児童手当ですね、子ども手当というのかな、児童手当の年度ごとの対象者数と金額、それと執行、人数おってもですね、全て、100%支払ってないんじゃないかなと思うんですけども、その辺のこと、わかりませんか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

福祉課から、子ども医療費の無償化の年度ごとの推移について、それと児童手当の年度ごとの対象者と金額と執行状況のわかるものということで、お出しさせていただきます。

○議長

植田君。

○6番

今、ちょっと森田議員のほうから児童手当の件、あったんですが、そこに、すみません、プラスして、児童扶養手当の状況もちょっと並立してお願いしたいというのと、それと、町外保育の状況ですね、それも、すみませんが、資料として出していただきますようお願いいたします。

それと、もう1点、教育費の就学援助の認定者数、要保護、準要保護の現状、わかるものをお願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

児童扶養手当の分についてもお出しさせていただきます。

それと、町外保育の推移についてもお出しさせていただきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

資料請求でございます。就学援助の現状、直近の状況でよろしいですか。資料として出させていただきます。

○議 長  
窪君。

○10番  
先ほど、ペイジー・コンビニの推移ですね、資料請求されましたが、それにあわせて効果額も、毎回出していただいておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。資料請求。

○議 長  
税務課長。

○税務課長  
ペイジー・コンビニ収納の効果額も、あわせて出させていただきます。

○議 長  
稲月君。

○5番  
資料請求です。民生費の福祉輸送、移動支援事業の利用件数、それと中身ですね、障がい者の方、それから介護の認定者、それから要支援の方別に推移を出していただきたい。

それとですね、衛生費、有価物の集団回収の助成金、これが、不用額が今年度、何か異常に多いような感じなんですけれども、この助成状況ですね、団体数と額と、これも推移を出していただきたいというふうに思ひます。

もう1点は、保育のところで、植田議員のほうから延長保育の利用状況の資料請求がありましたけれども、それにあわせて、出るならば、8時半までの早朝保育の利用状況の人数、こども園ごとの、できたら年齢ごとで、あわせてお願ひしたいなと思ひます。

以上です。

○議 長  
福祉課長。

○福祉課長  
移動支援の障がいの部分と要支援の認定の推移でよろしかったですか。

○議 長  
福祉輸送の。

「移動支援」の声あり

○議 長  
移動支援な。

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼します。有価物の集団回収の団体ごとの助成金の額と団体数を準備させていただきます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

すみません。福祉有償運送の推移ということによろしいですか。

「はい」の声あり

○福祉課長

お出しさせていただきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

資料請求でございます。延長保育の早朝の部分の年齢ごとということですが、年齢ごとが、多分出ると思うんですけれども、そこはちょっと調整させていただきますして、出させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○8番

例年請求されてると思うんですけれども、検査健診料の件数と費用の、これはいろいろ、予防とか母子とか健康増進とか、いろいろあったと思うんです。各項目ごとにお出しただけないかということと、それと、廃棄物基本計画書と実績ですね、これはお出しいただけませんかでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

衛生費ですね。衛生費の中の予防費、それから母子、健康増進事業の検査検診委託料の内訳、費用とか件数ですね、これの推移ということで、お出しさせていただきます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼します。廃棄物基本計画書と実績の資料を提供させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第1号についての質疑を終わります。

続いて、認定第2号 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第2号についての質疑を終わります。

続いて、認定第3号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。窪君。

○10番

国保の基金の状況ですね、今回、30年度の決算で剰余金6,656万になると思うんですけども、近隣町の基金状況、一番わかるのは平成29年度かなと思うんですが、わかるもので出していただきたいと思います。そして、今、各議会で30年度の決算、審査されていると思いますが、30年度もわかり次第、また資料を出していただけますでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

29年度末の分であればですね、お出しさせていただきます。それと、30年度の分につきましては、今、近隣、議会中でございますので、決算議会が終わり次第ですね、情報を収集させていただいて、お出しさせていただきますと思います。お願いします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第3号についての質疑を終わります。

続いて、認定第4号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第4号についての質疑を終わります。

続いて、認定第5号 平成30年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第5号についての質疑を終わります。

続いて、認定第6号 平成30年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。森田君。

○8 番

介護認定者の認定別の人数の推移がわかりましたら、お出しいただけませんか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

介護認定者別の人数の推移、お出しさせていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第6号についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第7号についての質疑を終わります。

続いて、認定第8号 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第8号についての質疑を終わります。

続いて、認定第9号 平成30年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第9号についての質疑を終わります。

続いて、認定第10号 平成30年度平群町水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。いいですか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第10号についての質疑を終わります。

続いて、認定第11号 平成30年度平群町下水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第11号についての質疑を終わります。

本案11件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案11件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を

設置し、これに付託した上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6名を選任いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。なお、委員長に稲月君、副委員長に山本君にお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。御多忙のところ恐縮ではございますが、9月6日、9日の両日、決算審査特別委員会をよろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 5時55分)